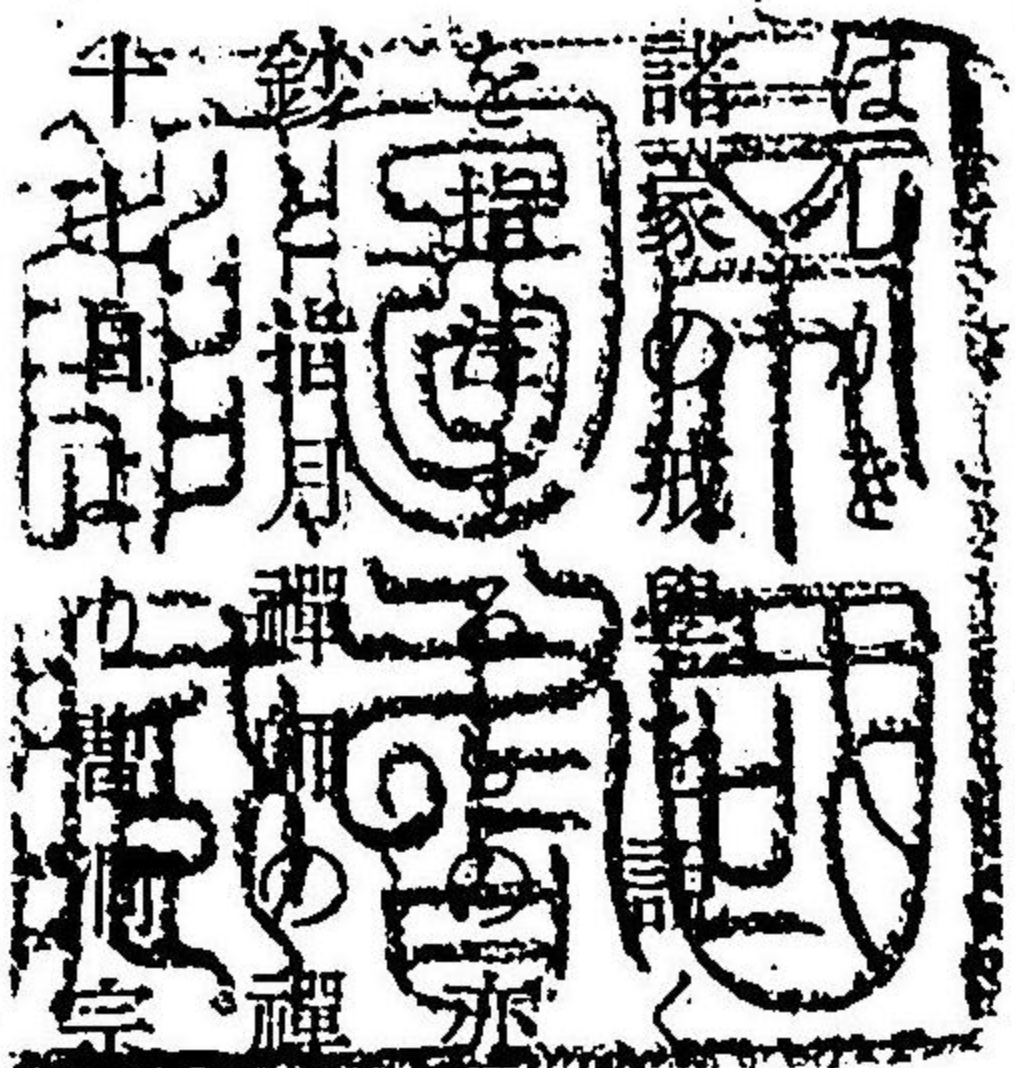
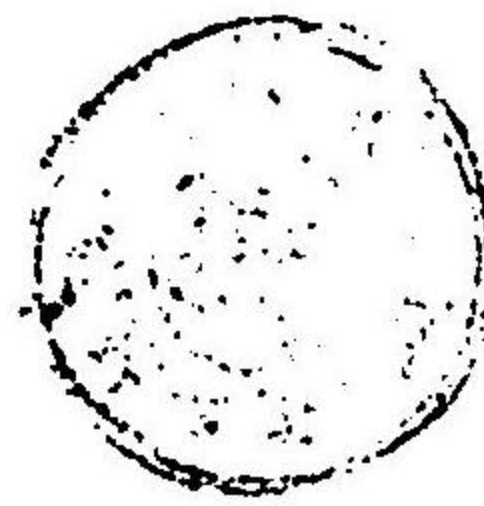


禪戒訓蒙



諸家の戒律を
 岐路亡羊の歎を免れず、而して禪門の十六條戒
 管に兩三家のみならずと雖も、萬仞和尚の禪戒
 戒篇は、洞門に於ける戒學の雙壁なり、今茲二月
 大學林に於て禪戒篇の提唱あり、法座に陞るも
 のは誰ぞ近時洞門の巨匠たる直心淨國禪師なり、禪師高齡八旬を
 過ぎて諄々後進を教へて倦まず、爲法の念度生の懷、その溫容霽然
 として忍辱衣の表相に現はる、余や久しく指月禪師の行狀を窺ん
 として日夕其材を尋ぬるに力む、偶ま淨國禪師の提唱あるを聞き、
 趨つて法筵に趣き禪戒の一嚮を味ひ恍として殆と自ら其の爲す
 所を忘る、蓋し簡古なる文字も亦た淨國禪師の廣長舌によつて漸
 く其津梁を得たるが如し

はしがき



是に於て其提唱の一二を筆記し自修の備忘となす、頃日道友光兄來りて余の筆記を一瞥し叱して曰く何ぞ自ら私するの甚しきや、若し夫れ文字を訂し活字に附し同好の士に頒たば、或は童蒙に裨益なしとせず、何爲そ一句一偈を私するを得ん、余固辭すれども可かず止を得ず稿を淨寫し二三の道友と數次の校正を爲し禪戒訓蒙と命名して書肆に與へて印行せしむ

然れども余の寡聞謏劣なる禪戒篇の意旨を疏通し能はざるは言ふまでもなく、淨國禪師の提唱に於て亦僅かに十中の二三を記したるに過ぎざれば、看んもの宜しくその不足を補ひ且つ幸に累を指月禪師と淨國禪師とに及ぼさざらんことを

明治三十五年三月上浣

東京麻溪の僑居に於て

驢庵しるす

目次

第一	戒源	
第二	得戒	
第三	傳持	
第四	戒次	
第五	戒傳	
第六	戒義	三聚淨戒 不殺生戒 不偷盜戒 不貪姪戒 不妄語戒 不酤酒 戒 不說過戒 不自讚毀他戒 不慳法財戒 不瞋恚戒 不謗三寶戒
第七	勸戒	
第八	受法	
第九	修懺	
第十	戒藏	

禪戒訓蒙

直心淨國禪師垂示

松井驢庵編述

◎戒源

禪門の一大事因縁は佛祖正傳の大戒であるが、佛祖正傳の大戒が何故に禪門の一大事因縁であるかといふに持戒禪定等學であつて持戒と禪定とは決して離れて居らぬのちや、故に持戒の當躰は即ち禪定の姿禪定の姿は持戒の當躰である、近頃は禪門の一大事因縁たる禪戒のことを疑着するものもなく、且つ之を研究するものもないが、是は信心の力が薄弱であるからのことぢや

戒源、即ち戒法の本源は何であるかといふに御開山の仰せにも儀式に信成就の現はるゝのが本源ぢやとの意味が現はれて居るので、別に戒躰戒相のことを仔細に論せずとも、佛祖正傳の大戒は眞實に有難いものぢやといふ信根の一念が萌した時が即ち戒躰の本

源となるので戒には始めといふ始めがない最初より無始無終で是が戒の始めといふ時はないので荷も茲に物あれば則あるのぢや戒は物を制裁する所の本具の性徳であるから物に随つて其性徳を現前するのだ恰も天象の太極の如くて太極の一氣は四時に循環する陰陽と共に運んで毫末だも忒ふことなく春來れば春澤に春露を放ち秋來れば秋山に紅葉を織りて其條理が亂れぬのである戒の物に於ける矢張條理井然として一絲一毫も移動を見ることがない併し其條理の爲體は一氣に先後ある次第でなく只一氣に包含せられて居るので春花秋月の條理を隔てるとか又は源暑祁寒を碍ゆるとかいふことのないと同様である戒は物を妨げず物の條理を包含して其物其物の所を爲して高所は高所に低處は低平にして物の爲めに則となつて居るのぢや若し強て禪戒の本源はと云はゞ謂はゆる靈源妙は皎潔たるのであらうが其皎潔の所に留まると理に契ふも悟に非ずて結句不自由の擔板漢となつて實際の理致に契ふことは出來ぬのである故に戒は無始無終で而も無作の妙用でなければならぬ即ち無始であるから古の古を盡し後の後を盡して邊際がない雷に古の古を盡し後の後を盡して邊際がないばかりでなく殆ど其端緒を見ることも出來ぬ一念信仰の心が發起した時に授受の妙用が現するのであるから信

念の端緒は見られぬのである信念は即ち無始無終本來圓具の當體現成であるから蠢動含靈荷も衆生あつて以來衆生の心内に本具して存するのである併しながら衆生心内に着想せば早く自ら本具の戒體を破るので元來無始無終なる戒源に心内の心外のとの論量絶して居るから姑らく含生あつて以來必ず具して存せりと云ふも相に着し心に拘泥せば節目を生じて圓具の戒源とはならぬのである理に涉り事に滯らば眞實の信心仰てはない實際の正念相續ではない戒の源たる信は理にも非ず事に非ず而も理に即し事に即して言語を絶して居るのぢや

然れとも其戒相は清嚴にして肅整でなければ成就せぬのである即ち高處は高平に低處は低平に雁の短き鶴の長き棘の曲れる松の直さ悉く現成して毫も紊れざる規矩井然たるもので物の本能を護持する圓具の戒相でなければならぬ戒の相は斯く嚴肅であるか戒の源は無始であるから戒源は心に求むるも得ず口は傳ふるも得ぬのでツマリ戒源は言ふべからざるものである無始の戒源は事理の二端に涉つて而も事理の法に墜ちぬのだから言ふことが出來ぬのぢや

若し又戒源を見たと云はゞ其見たるものは眞實でない即ち情量知解の分齊であつて

符となつて此間に疑着も存せず餘念も存せぬので、經に謂はゆる衆生佛戒を受ければ即ち諸佛の位に入り位大覺に同ふし了る眞に是れ諸佛の子なりとある佛種相續の信符である。

而して其授受は全體何から起ると云ふに、別に佛から起るでもなく祖師から起るでもない、唯先佛の法を信得及し祖師傳來の法を信得及するに起るのである。

舍那佛の言く、一切の行は信を以て首と爲す、衆徳の根本なり

釋迦佛の言く、若し一切衆生三寶海に趣入するには信を以て本と爲す

と、舍那佛も釋尊も同じ信念を以て一切佛法海に入るの根本とせられて居るのである、二佛の聖言是の如くなるときは信を以て能入となすこと固より然るべきであるから、即ち佛祖正傳の禪戒此無始の佛戒は唯信を以て戒源とするのである、信の強弱は蓋し得戒の成就に關係することが至大であれば、禪戒を受けんと欲する者は、先づ第一に佛祖の聖言を信得及して深く三寶に歸依せねばならぬのである

◎得 戒

戒源に始めなく信受の當躰が戒源であれば得戒は即ち信の一字でなる、先佛の誦し給ふところを信ずる一念が即ち得戒の始めてあるから維れ信維れ始めならくみのと云ふのちや荷も一念信心の發起することがあれば得戒するので、信なければ授受の作法は起らぬ授受の作法が起らねば得戒はせられぬのである、故に一念深信の起るときは尊卑人畜の種姓には拘らず如何なるものにて得戒成就するので謂はゆる人非人乃至變化人までも得戒成就するのである、何故に尊卑人畜に拘らず深信現成のとき得戒成就するかといふに戒の躰相は萬物の本然であるからちや萬物の本然は戒光の伏藏ではあるが其戒光を發揮するのは即ち一念の信である、深信一念の當所が即ち成就の起點である、其起點の當躰が即ち得戒であるけれども、自然自得ではない、既に諦信といひ深心といふ戒を得るは先佛即ち先覺の切師より得るので、無師自得ならば戒成就ではなく、外道法に落つるのである、是舍那佛釋迦牟尼佛迦葉尊者阿難尊者乃至嫡々相承して佛祖正傳の戒脈を傳ふる所以である、單に賢劫の佛のみでなく三世十方の諸佛は一齊にみな受戒を言ふので無師自得ではない、諦信戒光の所が師資相傳の所て、大覺世尊は已に之を先覺の舍那佛に稟受せられたので、其餘三世の諸佛歴代の祖師乃至今日に及んで皆先覺の師に稟受し

て成就し得戒するのである。尤も自誓受と云ふこともあるが自誓受といつて無師自得といふ譯ではなく、佛前に至誠禮懺して好相を見て自受するのであれば即ち諸信成就至誠貫徹の場所に於て佛より受くるのちやから必ず戒師より受くると同一である。去れば自誓受といふも亦能授の人即ち戒師があるのだから自己の己見によりて發明するの又は己見によつて自得するのといふ次第のものではない。

既に信を以て受け茲に始めて得戒せられるのであるが得戒の上は護持である。持ち護ると云ふ至情赤心の護念がなければ無相心地の佛戒と相應することが出来ぬので護持は蓋し得戒信心の發現ともいふべく、又正念信心の相續ともいふべきである。此相續護持する所から戒源の無始に入るのちや、戒源の無始に入れば即ち人々の本具の性徳に相應するのである。戒は本有の性徳心地無相の妙行であるから、戒を受けて之を護持し戒源の無始に入るとき本有に相應して毫末だも本有の性徳と得戒護念の相續とが背かぬので寧ろ相應の當人は一枚の戒光になり切つて居るのちや、

故に年代時所の記すべきでなく、又情量知解の測知すべきでない、本有無相の心地に得戒相應して言語にも思慮にも絶して、諸佛諸祖の誦し給ふ所を諸信稟受して渾然一味に

成就するので、決して戒の昧相とか開遮とかに關はる譯でなく、信念相續堅持護戒の所に本有と相應して渾然不可思議不可稱量の妙得戒を現成するのちや、其妙得戒の現成は乃ち傳持に成るので傳持即ち戒脈の相續である。佛種慧苗の相續は得戒の後之を傳持するに由つて能く相續することが出来るのちや

◎傳持

戒の傳持して永く之を失はざるは全く至誠の情實を以て護持するに由るので、至誠至信の情實を以て護持せざるときは縱令戒脈を受るも之を傳持することは難いのである。其始めに於て或は之を得ることあるも至誠至信の情實を以て之を護持せざるときは、其終りを克し始終を一貫することが出来ぬ。謂はゆる不退の堅信に至ることが出来ぬのちや、至誠至信の情實と云ふは即ち先佛の教授を仰信して毫も疑着することなく專念一意に護持するのちや、故に戒は守るべきもので失すべきものでない。寧ろ愚にして守るとも智にして失すること勿れとは護持の正念相續である。世間の聖人なら猶ほ其智には及ぶべく其愚には及ぶべからずと云ふて居る愚の如く魯の如く相續し護持する所に戒傳の

光明は發揮するのであるから、智解情量の分別、妄識計度の虚知を以て、狼りに開遮持犯などを論量して、稟受の戒光を味まさんよりは、剛毅木杓でも稟受の戒徳を其儘に護持するのが親いのである。

戒法の護持とは、要するに先づ自己の信心を堅固にして、八風の毀譽などに動かされぬ様に、自ら其過誤過失即ち身語意の過を尅責し、且つ日用光中の行持せる大事小事を省みて、其過を防ぎ、惡を止め、惡と云はれ、縱令小惡なりとも作すことなく、善といはれ、縱令小善なりとも作さざることなく、而も其誓願し、回向し、期待する所は、遂に衆生濟度の大悲心に歸着するのぢや。

諸惡莫作、攝律儀戒、衆善奉行、攝善法戒、誓期大悲、益物攝衆生戒、戒法を約言すれば、此三に歸するのであるから、是を三聚戒と謂ふのぢや、攝衆生戒の大悲心、攝善法戒の作善攝律儀戒の止惡、これ固より本有の妙徳である、而も三戒に聚と名けたのは、聚は攝授と具足と圓周との義を含んでゐるので、本有の妙徳は最初より此衆義を圓滿して居るので、故に佛の教勅にも八萬の威儀戒は皆此三聚に攝すと仰せられてゐる、三千の威儀、八萬の細行、悉く攝して三聚に收むるので、三聚は網の如く、十重禁戒、四十八輕戒等は、紀の如く二百五十

戒八萬の威儀戒の如きは衆目である。

故に大乘戒となく小乘戒となく、苟も戒といへば、此三聚戒の外には出ぬので、之を周くすれば、天帝釋の網珠の如く、光々相映發して、千端萬條となり、之を收むれば、三聚に歸して本有の妙徳に莊嚴せられるのである。

今十重禁戒に就て謂ふに、始め殺生戒より、偷盜、貪婬、妄語、酤酒、說過、自讚毀他、慳法、財、瞋、誑、謗、三寶に至つて、皆身語意の過非の爲に、莫作の典型を示されたので、若し之を作せば、即ち波羅夷罪となる、波羅夷は斬頭の義であるから、恰も人にして、頭首のなきが如く、十重禁戒の其一たりとも之を犯作せば、頭首なき人と同様に、法身の慧命を截斷するのぢや、法身の慧命を截斷するは、以上の過非を防止せざるに由るのだから、莫作の典型に於て、此過非を防止するのぢや、その過非を防止するは、即ち攝律儀で、攝律儀の典型によつて、調御するのである。

又此十重に對し、十行即ち作善の十行を行するときは、攝善法戒の衆善奉行の洪範となるのぢや、奉行の洪範たる作善は、慈悲行、少欲行、淨梵行、諦語行、明慧行、護法行、息惡行、推善行、財法俱施行、忍辱行、讚三寶である、慈悲は人々本具の性徳である、苟も慈悲の念を起すときは

一切の生命あるものを見て無慈悲残忍の殺生を行はざることとは出来ぬ不殺生の止惡慈悲の作善本來不二の働きてあるが止惡は多く自利に係り作善は多く利他に係つて居る。その自利も利他也決して別物ではない一心二様の作用に過ぎぬのである。一心の鍵鑰を鎖して止惡の自利に約し、開いて作善の利他に約する迄である。乃至讚三寶行に至つて一昧兩面面々不二の働である。抑この十行は攝善法で即ち奉行の洪範である。

攝律儀戒と攝善法戒との二つを以て能く衆生を教化して衆生をして吾が二攝を行はざるが如く行せしむるは即ち攝衆生戒である。吾が二攝を行はざるが如く行せしむるは即ち大悲心に由るのである。止惡の典型に順ずるも行善の洪範を奉ずるも衆生本具の佛性に冥合するので、吾が誓期大悲の利益庶物である。

故に十重禁戒の三聚戒に於けるは恰も子の母を得るが如く其名異にして而も血脈一貫その躰異なることなく、三聚戒の十戒に於けるは根に依て葉を布が如く其節目は異れども其幹根を同ふして居る。是を以て十戒と三聚とは別の體裁はなく、三聚を開いて十戒となし乃至二百五十戒八萬四千の威儀戒となる。又八萬四千の威儀戒より乃至十戒に至つて之を收むれば三聚に歸するのである。而して三聚十戒ともに齊く佛法僧の三寶の誓期

即ち大悲の益物に投歸し依怙するのである。三寶の誓期に投歸依怙して自ら欺き他を欺くことなければ即ち本有の戒心衆生心地の無相戒に冥合するのである。その心地冥合は何ぞ他なし是亦唯是等の入である。是等の入とは誰ぞ欺かざる底の實頭の漢である。蓋し欺かざる不動着の者は心地に冥合して一切平等である。一切平等の法位即ち戒次の歸所であるから平等の法によつて戒次の次第を説かば

◎戒次

自性平等にして自他の揀擇すべきもなく人間と乃至動物との揀擇も平等性の差別であるから、差別は差別ながらにして平等である。人間の情識分別の妄想から見れば天地日月星辰乃至禽獸魚介草木まで森然たる萬象は悉く差別の相であるが、其本性に溯りて之を観察するときは是等のもの皆平等無差別にして法界の常住不變易なる法位の按排である。縦令之を観察せざるも法界の性は平等にして不可得であるから森然たる萬象は一切平等にして一味湛然たるものぢや、一切平等の法は其儘即ち差別次第の法であるから、禪戒の戒次も平等の法に次第せられて居るのぢや

既に平等の法に次第せられたる戒次はその初めは信解である信は能入の門解は行證の根で信心諦誠して慧解明了になるのちや併し信解は決して二物でない戒師の授くる戒を諦信しその師徳を尊信して萬里一條鐵に行くとき信解の安立が出来信解の安立が出来れば佛道に趣向することは出来ぬのだから戒次の様子をいふときは信解立て三歸が出るのである三歸出で三聚見はれ三聚見はれて十戒が成就するのである先づ信解の根本智によつて佛法僧の三寶に歸依し奉ることが出来るのちや佛法僧の三寶は佛法の大綱である此大綱たる三寶に歸依し依怙して始めて三聚戒が見はれるので三寶の勝尊にあらざれば三聚戒の現前することが出来ぬ故に三寶に歸依して三聚戒の現前を得るのである既に三聚戒の現前を得たるときは十戒の成就に及ぶので三聚戒の現前にあらざれば十戒の條目もその現前を見ることが出来ぬ故に三聚戒の現前に由つて十戒の成ずることを得るのである十戒の現前が大成して乃ち二百五十戒なり五百戒なり乃至八萬四千の威儀戒なり見成するのである故に三聚戒に次ぐに十戒の次第を以てするのである

而して此平等法性中の三歸三聚十戒等の次第は之を譬ふるに明鏡の如く思惟して照

すに非ず縁慮して按排するに非ず平等の性即ち法住法位法爾如然にして而も整然一絲を紊さず肅然一毫を誤らぬのであるから最初信に立ち歸に象し聚に備はり十に止まるのちや苟も信にあらざれば三歸に依怙するとか出来ぬ故に信に立ち三歸に戒躰具足の象を知るのて三歸にあらざれば一切の戒相を具象することが出来ぬから歸に象し歸に象したるとき一切の戒相は三聚の綱領に具備するのであるから攝善法戒に作善を攝聚し攝律儀戒に止惡を攝聚し攝衆生戒に誓期大悲の益物利生を攝聚するのである故に三聚に具備するのちや既に三聚に備はると雖も條目未だ明かならざるが故に十戒を次第するので十戒の法中には一切の諸戒を含蓄し且つ簡明純一であるから十に止まるのである其次第是の如くにして十戒の模範典型は三聚戒に備はり三聚の戒躰は三歸の本徳に會歸するのである三歸より向下して三聚十戒乃至四十八輕戒は勿論三千の威儀八萬の細行にまで通利し又之を向上すれば十戒より三聚三聚より三歸に會通するので三歸三聚の按排次第は平等具足の次第であるから次第せずして自ら次第し次第して而も節目に拘はることなき不次の平等である向上依歸のときは平等の外あることなく通利向下的ときは法爾次第の現前を見るのちや先佛是の如く傳へ曇祖是の如く傳へ今亦是の

如く傳へるので唯信順を專要とするので、信順の當處に傳戒血脈の相續を現成するのぢ

◎戒傳

戒法受授の際に戒脈を傳ふには諸家の傳が異同して居る天台の戒脈は天台の所傳に依り其他傳戒の作法ある宗旨には皆その所傳に依るのであるが我禪門の戒脈は是等諸家の所傳とは大に其選を異にするので固より一經に依り一論に依りて佛滅後に後人が創始建立したものではない釋尊より迦葉尊者に傳へ乃至嫡々相承して今日に及んだので佛親く之を印可し祖師親く之を證明した面授面稟の傳戒であるから他岐に涉り情智識量の分別を許すべきものでない佛在世の往昔も今日の如く佛に在ても是の如く祖にあつても是の如く乃至凡夫にあつても是の如く聖に在て一絲を添へず凡に在て一毫を減ぜず故に其傳戒は決してその授受の道を二途にしないので面授面稟の眞訣である而かもその戒の躰たらくは簡明純粹にして煩瑣の憂なく淡如泊然不用意にして之を咬まば蠟の如く仔細に檢案すれば一味平等一念萬年にして至要なるものでその節目條

數は簡易にして謂はゆる三歸三聚十戒に過ぎぬのである而して佛の之を印し祖の之を證する傳附相續は著明である簡易にして且つ著明なることは敢て煩瑣を厭ふのでなく度生利物を專要とする寛宏大度即ち法界を量として有情を友とする宏大の規模によつて斯く數目を節約し傳附を著明にしたのである傳附著明にして數目簡易なれば自然に衆事の至善は此所に歸宿して各々その所得のちや抑數目を節して其要を撮り其煩を省いて其實を尅するときは諸家の判釋や自他の較計に涉らず獨立特行して其義趣は自ら廓爾として通達するのである何故に獨立して廓通するかといふに省要簡略なるものは之を期待すること簡易にして其所傳の古今に綿々たるものは慮智分別の計度に預からぬから下愚の者も降りて之に安んじ上智の者も昇りて之に歸着するので同一法界の平等性に於て昇降すと雖も前三々後三々の準繩を得て心地無相の戒躰戒相を成就するのである故に苟も一念信解して三寶に歸依し三聚に具備し十戒に止まるときは戒脈是の如く相續して上根清淨の者はその戒香をして廢棄することなからしめ下根穢濁の者も亦煩惱妄惑の波浪をして永く回復せしむるのである是を以て唯要する所は至誠鏡の如く至信石の如くにして勤めて戒法の義相を思惟し躬行するのが肯綮である若し且

らくも思惟し躬行して心念身儀相應せば必竟するに戒義と我と二面裂破し到頭觸處違反すことはいないかである然れども究竟無違の所は抑如何

◎戒 義

聞思修より三摩地に入るとは古聖の金言であるが正像末の時代に拘らず聞慧の徒は多くして之を思惟し之を修行して道と一枚に行持するの徒は甚だ少いのである戒法の如きは殊に爾りと云はねばならぬ之を聞き之を傳ふることは或は之あるも之を思惟して夙夜に其及ばざるを恐れ之を修行して身心一如に至ることを期するものは果して幾人ぞと云へば曉星の寥々たるが如くで實に佛道の爲に一切衆生の爲に痛歎すべきである
之を思ふて及ばざるか如く之を修して至らざるが如く頭然を救ふことは古人も猶ほ之を難しとしたのであるから今日では老々大々たるものも亦之を思惟し之を修證することは實に難中の至難であるが唯夫れ聞慧のみならば毘尼の功德は決して成就することはない聞慧は未だ必ずしも不可なるにあらずと雖も聞慧のみによつて思修せざれば

畫餅と一般で結局空腹を醫することは出来ぬである

我が禪門に傳ふる所の心地無相の菩薩戒の戒義は之を起すに信解を以てし之を始むるに三歸戒を以てするのである三歸戒の謂はゆる歸とは何の義であるかといふに具さに歸依又は歸命といふので佛の至尊法の至法僧の至人即ち無上の佛寶最尊の法寶勝友の僧寶に投歸し依怙し而も至尊至法至人の事を承けて違依せず其至道を履踐して佛の如く法の如く僧の如く永く三毒の纏縛を離れて大慈悲度生の誓願に生命を持續して心念身儀如法に成立し無上菩提の至道を成就するのが歸依歸命の意味であれば歸依と云ひ歸命と云ふ三寶の徳に一如し三寶の行持に一如し三寶の至道に一如するのである故に固に其恩の廣大なることは至道要法の廣大無邊なるが如く罔極の恩で哀々たる父母勞劬の恩よりも更に大なる恩である恩に歸すは猶ほ嬰兒の母に歸するが如く絶待無二の冥合に至らねばならぬのである

世間の者すら恩を知り恩を報じ且つ師の恩は猶ほ君父の恩の如しとて師の難に死して少しも生命を惜まざるに至るのである骨肉の恩形骸の恩猶ほ是の如くなれば三寶の恩は更に一重の荷擔であることを知らねばならぬ三寶の恩が更に一重の荷擔であると

云ふ所以は吾等曠劫の昔より煩惱垢重の暗に迷ひ無明長夜の睡に惑はされて悪を作るに憚らず軌轍の依るべきを失ふて善道をは忘れ且つ廢棄し自己の本具性徳に圓滿せる仁慈即ち慈悲仁恵の道に背き我見即ち無明の使喚を受けて身語意の三業に諸悪を増長し本具慈愍の徳を棄て、拯濟を思はず恣なる心快き意のまゝにす是れ蓋し己を累縛し己を繫縛し遂には習氣相膠漆して解脱することがないのである斯る膠漆の纏累が三寶の冥助によつて解脱し三寶の加被によつて捨難し三寶に歸依するによつて菩提に趣くことであれば其恩は決して骨肉の恩と同一視すべきでない抑我等が三寶に歸依して解脱するは彼の先覺即ち佛陀が煩惱無明の塵累を破りて我等本然圓具の佛性を指し示されたから始めて夜の明けたるが如く醒覺して悪は棄捨すべきである善は修習すべきである止惡の典型作善の洪範に順することを得て自己に克復し他に及ぼし自も救ひ他も濟ひて自他平等に自利利人の法を具足するのを得たのである自利利人の法を具足する鴻恩は即ち曠劫の昔より盡未來際に亘りて生々此恩を受け世々此恩に生活して居るのだから決して骨肉の恩の比すべきではない骨肉の恩猶ほ罔極と云ふ況や三寶の恩をやである故に此至高至大の恩は言舌の盡すべきに非ず又言舌

を以て之を議し之を形容し盡すべきでない謂はゆる思慮不到言語道斷の鴻恩である故に我等の歸依し趣向すべき所は佛法僧の三寶より外はないので此三寶は我等の生々化育せらるゝ所依の至理である佛即ち仁慈無上の平等にあらざれば我等は生々化育することなく法即ち離塵嚴肅の按排にあらざれば我等は其平生を安穩にすることが出来ず僧即ち和合變理の配劑にあらざれば我等は其生理を遂ることが出来ぬのである斯く三寶に重大なる法爾如然の恩ある以上は其恩に投歸し依估するは當然のことで若し恩に歸趣することが出来ぬと云は、彼の禽獸と毫も擇ぶ所がない苟も人として歸趣する所あれば恩に歸趣するより外に歸趣すべき道がないのであるその歸趣の道理は古に於ても今に於ても一揆同轍只是を一貫して居るのである戒義の第一に於て先づ歸依の所處を指示して三寶に依らしむるのであるその歸依處を指示する所以は最初信解の光明に照らされて三寶に歸依するのが即ち佛道に入り菩提を成する基礎根本となるのであるから先づ之に歸向せしむるので苟も歸向すれば道に向ふことが出来るのである而して其道とは何である即ち戒ぢや惡は一切の功德を失ふ所の劫賊であるから惡の畏るべきは怨賊よりも猶ほ甚しく怨賊の害は財物生命に止まるか惡の増長は法身の慧

命を奪ふて其過殃累世に及ぶのみならず、他の庶物即ち一切の有情非情を傷害するから、攝律儀戒に先づ其制を定めて惡を懲し、縱令其造業は小なりと雖も、苟も惡なれば莫作の典型に依て之を防止するのちや況やその大過大罪大惡に於ては勿論のことである、斯く一切の惡を制して律儀の制に攝するが即ち攝律儀戒の大要である

既に惡を制止することあれば善は芥爾の善と雖も喜で之に趣き、縱令戲言なるも善なれば有情を利益するのである、況や其心貞に其言正にして且つ其事の豊富なるに於ては其功德も亦廣大である、苟も善に志あるときは自己を立て以て身を全ふし其心を正ふるは勿論人を立しめ人を全ふして、自他の徳性に於て唯善のみ其終を克することが出来るから、一切の善に就て其制を定めて之を勤む即ち是攝善法戒である

攝律儀の止惡攝善法の作善、此二は道の兩面にして攝律儀は止惡に面し攝善法は作善に面して兩面即一軌の道法である、而も菩薩戒を受くる菩薩子の之を行持するは自調即ち獨善にして自利のみを事とする譯でなく、其行持を回向して直に庶物を利濟するに在るのぢや、利物即ち攝衆生戒の本懷は實に至大にして法界に充溢して居る、故に縱令地獄無間の極苦を受くるとも止惡作善の佛制を護持し悉く之を利物に回向する底の守操を

失ふことなく、縱令魔外の燒亂に逢ふも、縱令妻子親愛の纏牽に遇ふも、或は貧窶身を煎るの苦境に迫るも、或は富貴心を奪ふの樂境に往くも、卓然不拔、半平として其志を奪ふべからざる堅持の守操あつて始めて衆生を利濟し庶物を拯救するに堪ゆるのである、是れ攝衆生戒の本領である

凡そ菩薩大戒の要旨は誓期大悲の益物に淵源して、物の爲に範となり規となり法となり則となるも、之を約すれば即ち此三聚戒に止まるのである、その止惡といひ作善といひ利物といふ各其同器を聚むるが故に三聚と稱するので、三聚は一切の毘尼藏即ち戒律を收て悉く此に攝するのである、是を以て三聚戒は毘尼藏の總括、一切戒律の大綱である、然れども未だ彼の戒相を詳かにせぬ故に、更に其綱を張て十重禁戒を説示するのである

十重禁戒は具體に之をいふときは一切諸戒の義を兼備して居るので、乃ち三聚戒の蘊奥を解剖し三歸戒の大宗を示して居る、想ふに物の數有形無形ともは有限にすれば限りあるが如く無限にすれば限りのないものであるから、戒法も亦是の如く漸を追ふて布衍するときは多くして煩に至り、又簡に就て之を省略するときは或はただ簡に過ぎて其要を得ることが出来ぬ、煩多なれば時に嫌厭の者を生じ簡畧なれば多くは投入する道を失

ふから宜く煩簡の中を執つて利物の悲心を運ばねばならぬのである。中とは即ち煩を節約し簡を饒益して其宜きに隨ふのである。彼の五篇とか七聚とかいふに至つては事に因つて漸次に列開して行くから數多の名のみ生じ且つ其名も一定することがなく甲を節して乙を饒足し丙に遮して丁に開くといふ様になつて謂はゆる微細の戒律で自調自度には利益あるに相違なきも大悲利物の戒法としては頗る煩瑣の憂がある。又彼の二歸佛と法三歸(佛法僧)の如き要にして約なることは約なりと雖も時に猶ほ不足を感じて衆生濟度即ち利物の施設に於て何となく歸處あるも津梁を缺くのである。然るに今是の十重禁は煩ならず簡ならず煩簡其中を執れる三世不改の制範にして一切諸佛皆十重禁を誦授せらるゝのであるから尅實して之を謂へば諸佛の本源菩薩道を行するの根本基礎なると同時に衆生本有の妙相である。故に十重禁は菩薩心地の戒法として已成の佛も之を誦し當成の佛も之を誦じ今佛も亦是の如く誦ずるのみか其數目に於て過現未に涉りて増減することがない唯本具の理のまゝに施設してあるから三世不改萬劫一貫の典型にして而も萬有無始の洪範であるのぢや

此十重禁に就き其戒の義相を説くもの今古決して少數ではないが諸家多數の説は今

の必要でもなく且つ禪門の所傳と自ら逕庭する所もあれば諸家煩瑣の説は措き大略其骨目を説明するに

此十戒は通じて起因と業作とがあるのぢや謂く通じては十戒みな貪瞋痴に因つて起り別しては殺生說過瞋恚の三は瞋に因つて起り劫盜貪婬慳法財の三は貪より起り妄語酤酒讚毀謗寶の四は痴に因つて起るのぢや又此十戒は通じて身語意の三業を以て犯すので別しては初の三即ち殺盜婬と酤酒は身業にして妄語說過讚毀謗寶は口業である此四は十惡の中の口四にして妄語離間綺語惡口なり而して慳と瞋とは意業である要するに起因と業作の通別の差はあれども十戒は總じて貪瞋痴の三毒を起因として身語意の三業に犯作せらるゝのである。三毒を起因として三業に犯作する證文を引かば雜集論に惡行に三あり謂はく貪瞋痴貪瞋痴に依止するに由るが故に恒に身語意に惡行を行すと惡行の起因は即ち貪欲瞋恚愚痴である是を依止として三毒の恣心快意に順ふが故に身三口四意三の業に於て惡行を作すのである。十戒の起因業作既に是の如くなれば十戒を始め諸の過非は三毒を因となし身語意の三業に依つて取て之を行するのである。(注意)十戒中の酒は痴の因にして妄語と謗寶とは痴の果なり而して此三毒は全く他より來る

に非ず、従本以來自家の屋裏に潜伏せる煩惱無明の劫賊で而も牡丹花下の睡猫兒の如く
 随眠せる兇黨奸賊であるから恒に自ら能く省察して其過非を防止し其切奪を免るゝこ
 とにせねばならぬ、影に家賊防ぎ難しといへる如く随眠せる煩惱の兇賊は頗る險惡であ
 つて奪命鬼よりも猶ほ畏るべきであるから夙夜兀々として之を防止せねばならぬのぢ
 や

然るに衆生は無明煩惱の毒酒に酔ふて顛狂して居るから此兇賊を畏れぬのである、無
 始劫來迷謬の習氣無明の業因を以て貪瞋痴の餓狗に吠へ立てられて屢十戒を犯し慚愧
 を知らぬのである、慚愧は莊嚴中の莊嚴にして苟も慚愧を知らざれば殆ど到らざるなき
 の過非をも取て之を爲すに憚らぬのぢや、故に經文にも慚耻の服は諸の莊嚴に於て最も
 第一なりと説かれてある、若し慚愧を知らざれば過非犯罪を以て過非犯罪と思はぬから次
 第に煩惱の垢穢を重ねて愛樂を生ずるに至るのである、管に其犯罪に愛樂を生ずるばか
 りでなく却て之を以て功德であると思ふ様になるぢや、煩惱の現行既に惡なるに搗て慚
 愧を知らざるは惡の惡で、慚愧を知らずして更に其惡に愛樂するは三重の惡になるので、
 三重の惡に加ふるに是功德である即ち自己の愛樂せる惡を見て功德なりと思ふは邪見

の甚しきものにして最も大惡である、屢その煩惱を現行して無慚愧に陥り、且つ愛樂して
 功德なりと邪思惟するは四句俱犯の惡である、要するに數現行無慚愧生愛樂見功德の四
 に於て僅にその一あるも犯罪である而も四句俱に犯すは即ち之を重犯といふのである
 是の如く三毒に由り三業に行ふ諸惡は何に由て防止すべきか、即ち攝律儀戒に由て能
 くその過非を防止し攝善法戒に由て慈悲少欲淨梵諦語明慧護法息惡推善財法俱施忍辱
 讚三寶の十行を修習し攝衆生戒に由て攝律儀攝善法の二法を回向して誓期大悲の衆生
 濟度を成就するのである、故に三聚十戒は主伴光映して互に圓成するのぢや、主伴光映互
 具圓成の十戒は諸有の戒法を攝し收めて十戒の一々が無數無盡不可說不可稱量の儀相
 を具へて居る、その義相は蓋し散じて四十八輕戒及諸有の戒相を成すので唯緣の廣狹に
 随つて數の多少を致すのである
 而して吾門に傳ふる所の禪戒は之を伸て多とするに非ず之を攝して少と爲すにも非
 ず從來唯此十戒の數に止まるので變易すべきものでない、是則ち法王の面授而稟である
 から後人創立所傳の如く其間に議を挟み思を構ふことは出來ぬのである、若又此間に
 議を挟み思を構ふるは頗る禪戒の所傳を思はざるの致す所て、一二の經論や他家の所傳

を以て心地無相の金剛戒を議するは寧ろ蟪蛄の斧を弄して自ら得たりとするに同じく、笑ふべく感むべきものである次に十戒の相を畧説せば

◎第一 不殺生

一切衆生は必ず生命あり此生命ある衆生は本來平等性に住するのである平等性にあらざれば生成化育の道が行はれぬのちや生成化育の道あつて衆生の生命は相續して居るその相續する所以は本來平等であつて彼の優勝劣敗の如き平等性の上の幻相であるから幻相の差別を見て平等を忘るゝは既に自己を誤つて居るのちや何故に衆生本來平等性に住するかといふに古も是の如く生成繁茂し今も是の如く生成繁茂し古に古の始めなく今に今の終りがない即ち無始無終圓具平等であるから曠劫に亘り盡未來際に至つて彼此の相はないのちや彼此の相を見るは即ち吾我の情量分別にして妄識の偏計に過ぎぬである本來平等であればこそ差別歴然として毫釐も誤らぬので若し本來彼此の相を存せば差別も亦歴然たることは出來ぬのである故に古の古を盡して彼此の相を泯じ今の今を盡して彼此の相を絶して居る凡も聖も其本具よりせば平等無差別であるそ

の平等性は即ち衆生の本性にして亦諸佛の本性であるから縱令之を理會して如々不動なりと云ふも早く第二頭に落て變移の數を免れぬのちや實に言端語端の説くべきに非ず思量の計るべきでない若し更に之を言はば平等性といふも猶ほ是金屑眼に入るの塵を免れぬので自身他身決して其生理を別にせず其所依を異にせぬのであるから他身も他身にあらざ自身も自身にあらざ自は猶ほ他の分身他は是自の分身で平等の道理遂に絲毫も移動すべからざるものである此移動すべからざる道理に於て生命を奪ふは則ち自ら壞り他を傷るのであるから菩薩は此平等に在つて常に孝順心と慈悲心を以て衆生濟度を本懐とするのである即ち先覺に對する孝順心衆生に對する慈悲心の外は毫も平等性の上で起るべきものがない平等であるから先覺に孝順し平等であるから衆生の苦惱を拔濟せんとする慈悲心が起るのである孝順心慈悲心を以て衆生濟度を本懐とする菩薩が如何にして無慈悲心の殺生を敢てすることが出来るのであるが他の外道の徒は兎も角も苟も佛子として菩薩戒を受けたる以上は此孝順心慈悲心を以て本とするのだから一切の生命を殺すことは出來ぬのである晉に生命を殺すことが出來ぬのみか一切の生命を救護せねばならぬのである宗傳に(教授戒文)

莫殺生命不殺佛種增長

といふてある凡そ一切の生命は孝順心慈悲心あるものが之を殺すことは出来ぬものである唯蠢爾たる蠕動の生命と雖も一切衆生悉有佛性といふ金口の聖教に鑒みて殺すことは出来ぬのぢや又殺すべきものでない蠢動含靈みな佛性あれば則ち殺生は當に一期の生命を奪ふばかりでなく佛種を斷ずるのである其罪は頗る大罪である若し之に反して生命を救護するときは佛種を増長して先覺に孝順し衆生を救度する本懐なのである宗傳の言の如く佛種を増長するに相違ないのである苟も殺生するものは佛種を斷ずるのであるからその罪過は言はずして知るべきである

茲に殺と云ふは斷命の義であるが先づ人間より云はゞ一期の身心に於ける眼耳鼻舌身意の六根眼識乃至意識の六識が相續するを命といふので此相續を斷絶するを殺と云ふのである但し六根六識を具足せるもの、相續のみが命と限らぬので凡そ一切の含識即ち蠢爾たる微細の動物まで皆佛種である又一切の地水火風の四大は皆自己の身である一切の四大が自己といふは此色身は四大の假和合であるから甲の四大乙の四大といふ差別はなく自他平等の四大で天地宇宙に充滿せる四大は即ち己身であると同時に

己身の如く他身も亦平等に此四大に依止して居るのぢや自身他身等々四大假和合であれば一切みな平等の生命を相續して居るので自他に就て動不動の相を泯滅して居る又一切の法に於て動不動を見るは悉く妄見であるから敗壞すべき不安の相である單に法に於て見るばかりでなく己身他身も亦四大假和合の動不動の法で對待の相であるから敗壞不安の相である斯く敗壞不安の相に於て殺害の心を生ずべき理がないのである抑殺害の心を生ずるは己身他身の平等なることを觀察せず而も亦等々敗壞不安の相なることを觀察せぬから生ずるので結局煩惱の使喚に由て妄識の分別に彼我の相を見るからのことである

偕殺といふに六種の殺がある自殺他殺方便殺隨喜殺讚歎殺呪殺の六種なるが身語意三業の所對は意業は六種共に通じてあるので讚歎殺と呪殺とは専ら口業に係り方便殺と隨喜殺とは身業口業ともに係り自殺と他殺とは身業に由るのである此六種殺に於て自殺他殺は最早議すべき程でもなく明瞭なる殺生であるが方便殺とは直接に手を下さずして之を誘ふて殺すので生命を續くべき主なる心識を惱亂せしむるとか或は衣食の道を塞ぐとか又他の手段を以て殺すとか皆方便殺である隨喜殺とは殺すを隨喜するの

て殺生戒中特に犯し易いものである譬は一人の悪黨あらんに之を殺すを見て隨喜するが如きことにて頗る細心に用心すべきものである縱令惡黨の所業や罪狀は惡むべきも之を殺すを見て隨喜するは殺生業であるのちや讚歎殺も亦見て讚歎するのである隨喜より更に一層の重きに居るのちや第六の咒殺とは呪咀して之を殺すので其罪は最も重いのである他人の立身を嫉み他人の光榮を嫉みて之を呪咀し誹謗して之を妨ぐるも亦咒殺の一に加へられるのである

又殺事に因と縁と法と業との四科があるのちや若し其所作に就て言ふときは前の六種殺の中の自殺は因にして他殺は縁であるその殺事の法を讚歎し殺事の業を隨喜するのてある蓋し方便殺も呪殺も此四科は必ず附隨して居るのちや若し其の殺さるゝ側より此四科を見れば殺さるゝ者の命は活即ち生活の因である然るを之を奪ふて遂に死せしむるに至るその奪ふは即ち殺の縁である直接生命を斷の殺生たるは誰も之を知るのて別に細説を要せぬのであるが生活の縁たる衣食を奪ふは間接であるから單に貪瞋邪見の所業と見て殺生とは思はぬものがあるが彼をして死の縁に趣かしむるのであるから其罪は最も重大

である次に官即ち國家政府の法律によつて刑するが如き殺の法である法律に因て殺すは殺業の惡にあらざるが如しと雖も苟も殺す即ち死刑といふことは決して善事ではない又之を執行するものゝ意中を察せば殺業の惡なるを知るに足るのである故に所殺の因縁法業の第三に數へるのである又彼の屠獵の家如き即ち鳥獸魚介の屠殺を營む家の如き特に今日ては一般見て以て快樂の境として食つて居る彼の遊獵家の如き且つは山家の猪鹿を追ふもの江海の鉤弋を事とするもの皆殺業を爲して居る業は蓋し相續の意味を存して居るから四科の中に於て之を因果に別たは因と縁とは因にして法と業とは果である法と業とに就て因果の關係は云はれ法は因にして業は果である因縁法業の四科に於て能殺と所殺とをのみ云はれ前の二途であるが此因縁法業は十戒中を通じて惡の所業の初中終の關係であるから寧ろ具體的に之を云ふが最も切である殺生の因縁法業を具體的に之を云はれ將に殺さんとする心即ち殺害の心が因で殺害の助縁たる刀杖等の如きを縁となすので又之を殺す方便手段を法と謂ひ正に殺す即ち前の三者を具して生命を奪ふ之を業と謂ふのである

是の如き四事を以て一切有命の者を殺すときは正に波羅夷罪を結犯するのちや波羅

夷は重罪である。既に前に證文を引たるごとく殺さずれば佛種を増長すと云ふのである。から殺生は但生命ある者の命を奪ふと云ふ罪ばかりでなく、森羅萬象を包含せる天地宇宙の生成化育の大道理に逆せるものであるから自然の道理として逆罪となるものである。故に此戒は最も恐懼して之を護持せねばならぬ。

(波羅夷)とは楚語で此には他勝處といふ他勝處には二義を含んで居る。持戒は自犯罪は他て犯罪の他が持戒の自に打ち勝つから他勝といふのぢや即ち犯罪に勝たれた意味である。又一方には持戒の自が専一精進して護戒すれば遂に犯罪の他に勝つことが出来るが故に他勝には此二義を含んで居る。

處とは持犯の所依て持戒も犯罪も其人即ち處に依るのである故に處とは所依の義即ち人である。波羅夷を他勝處といふは自勝も他勝も通じて他勝處といふのだが今は斬頭の義の如く犯罪に重きを置くのである。(備考)

是の如く因縁法業の四事を論じて殺生の犯罪は一切之を制止するのである。世間の聖人居る天地宇宙の間に於て同生の生理に由て生活して居るも互てあれば縦令蠢爾たる蟲

介も之を殺すに慈ひぬのぢや、他は兎も角も佛敎界中の者は専ら孝順心慈悲心を起して佛子即ち菩薩の本懐たる誓期大悲の度生益物に契當することを力めねばならぬのぢや、恣意快意故意(恣意は放逸快意は貪婪故意は痴態)の殺生のことは一切の諸佛の戒中に於て第一頭にこれを制止して居るのであるから我が正傳血脈の戒子はこれを犯すことはなしとするも猶ほ慎んで錯誤にも殺すことを爲すことのなきやうにせねばならぬのぢや

◎第二 不偷盜

盜と云ふ其名既に汚穢なり唯法の本源に體達せざるが故に自ら因果を味まして致て此不正の穢事を爲すのである。見來れば法々元來覆藏せず宇宙の萬物森然として其位に安じて居る本源既に是の如くなれば三輪は素より空寂にして清淨である。身口意の三輪既に空寂清淨なれば箇の何を盗み箇の何を劫むべきぞ而も自己の六根と云ひ六境と云ひ根境歴然として一法の味ますべきはなく、必竟して根境自ら正明である。根境正明なれば期せずして自ら篤實でなければならぬのぢや況や佛子は入道の始めに誓期大悲

即ち衆生無邊誓願度煩惱無盡誓願斷法門無量誓願學佛道無上誓願成の本誓あつて度生の
 大任あれば其自ら持する所は何であるか其自ら住する所は何であるか自ら持する所
 は清淨潔白自ら住する所は質直にして欺誑なく善順にして物に逆はず不害にして物の
 依怙となるべき所に住して居るのぢや故に救度利物の爲には己身だも猶ほ忘るべきで
 あるのみならず方便して善順に居り攝受して不害に居り質直にして施與する等の事は
 佛子の常行であるてないが然るを却て自ら劫奪竊盜の事を爲すべき理なきは勿論であ
 る苟も佛子として此卑心ある俗にだも猶ほ劣るのぢや在家出家に論なく佛戒を受んと
 するものは此卑心を除くことが専要である
 偷盜の事は世間の通俗に於て猶ほ深く誠めて居るので其事の鄙陋汚穢なるは今更之
 を論ずるの必要もない位である故に世の古今を問はず國の中外に論なく皆一轍に此事
 を重く制して居るのぢや大智度論の中に若し餘戒を犯するが如きは異國の中に於て以
 て罪と爲さるものあらん偷盜の人は一切の諸國罪を治せずといふことなしと實に多
 の犯罪は或は國の風俗により其罪を治せざるべきも偷盜の一事は如何なる蠻國邊陲と
 雖も其罪を治むるのである況や亦佛世尊が在家出家を教化して大乘小乗の戒を制し玉

ふに此偷盜の事は悉く重罪となし玉ふてあるぢや然る所以は何であるかと云ふに凡そ
 衆生貪愛の最も甚しく最と重きものは財物である場合によつては身命よりも大切だと
 執心することがある死して猶ほ生前の財物に執念を留むる者が多い然るを若し之を劫
 奪し偷盜せば他の財物の主に苦惱怨恨を生ぜしむることは決して尋常の苦惱怨恨でな
 い時に或は之が爲めに身命をも喪失せしむるに至ることがある又其偷盜する者に對す
 る他の意想を見るに縱令如何なる者と雖も偷盜の一事あらんには是が爲に他に嫌はれ
 他に恨まれ又他より其所作を賤まれ世間の怨家とせられて普通の人は其者を眼に見る
 ことをすら喜ばぬのである是の如く一だひ偷盜の心起らんには既に得たる信用は忽ち
 之を壞り未だ得ずして將に得んとする信用も亦之が爲に抑壓されて之を失ふのである
 斯る次第であるから物を利益し世を救済するの道に於て甚しき大害を生ずるのである
 況や又佛海に浴し佛子と稱し佛の所説を信する信者にして之を爲すときは佛門を穢し
 佛子の行願に背くのである佛子の行願は素より其數多きも要を撮て之を言はゞ大悲心
 を以て衆生を濟度するにあるのぢや故に布施の檀度は則ち利物の悲心に出るので謂は
 ゆる布施愛語利行同事の四攝法の如き佛子の行願である檀度即ち施波羅密の慶大慈悲

心に住し四攝法を行ずる佛子にして苟も偷盜の賊心を萌さば縱令未た之を盜まざと雖も其心を汚して此戒を犯したるは明かである

盗には大別して四種の區別があるのぢや一には劫取といふ即ち強力を以て之を凌ぎ其財を欺き奪ふのである是世間の強盜に似て居るが強盜のみ劫取でない自己の權勢若くは財力を利用して他の財物を劫取するは其直接であると間接であると論なく悉く劫取の科に攝せられるのである勢力ある權威ある者は此點に就て最も細心の工夫を要すべきである

二は嚇取といふ即ち他の弱點ある事を舉げて之を威嚇し他をして恐怖の心を生ぜしめ而して其財を奪ふのである謂はゆる恐喝取財である是は多く他の秘密を知れる者の爲すことにて世間に最も多く行はれて居るのぢや秘密を守るべき職責ある者即ち醫師産婆辯護士宗教家の如きものは此點に就て十分の工夫を凝らせぬと或は無明の爲に知らず識らず嚇取の大罪を犯すことになるのぢや

三に偷盜といふ是は財主の眼を避けて竊むのであるから別に説明もいらぬぢや併し財物はかりが偷盜になるのでなく名譽も時間も勢力も乃至學問技藝も偷盜になるから

是亦細心の工夫を要すべきである

四に不與取といふ即ち財物の主が之を與へざるに方便して之を取るの謂はゆる詐欺取財の如きものである此不與取のことは經論に種々な細説もあるが要するに他の財物に心を運んで之を希望するときは智慧の別なく自然に不與取を犯すことになるのである

或は謂はく灼然として對面して與へざるに而も之を取るを劫と云ひ潜匿して取るを盜といふこともあるが悉く卑心の現行を誡めてあるのぢや

不與取といふときは單に不與取のみが盜かといふに與取にも猶ほ盜となることがある若し他が誤りて其數を誤り餘分に與へたるときに自ら其餘分なることを知り而も黙して之を受るが如き即ち盜罪を犯すのである且つ賄賂苞苴の如きは與取は與取なるに相違なきも亦盜罪を犯すのである今日のコンミッションの如き與取にして其實は劫奪偷取と毫も擇ぶ所がないのである

又不與取にして盜にならぬこともある夫は極めて親睦なる友人の物を不用意にして暫時之を用ゐるが如き不與取には相違ないが盜罪は犯して居らぬ併し之は仔細の工夫

を要することである如何に親睦の間柄といへとも世諺に金銭は他人なりといへば是亦其心操の如何によつて盜罪を犯すのである

盜といふは凡て非理に他の財物器具を破壊損傷するの名であるから但自ら取て自ら使用するのみが盜と限つた譯ではない自ら盜むは最早盜の非盜のとの論はなく人をして之れを盜ましめ或ひは方便を運らし手段を弄して盜むも呪咀して盜むも悉く盜である

此自ら盜み人をして盜ましめ方便して盜み呪して盜むといふことは獨り偷盜のみでなく他の三即ち劫取嚇取不與取にもあるのぢや

ソコテ呪盜といふことは盜心を以て其欲する所の財物を呪して自己に屬せしむる等のこととて又彼の祈禱者などが祈禱の縁に托して衣服を祈禱するとか器具を祈禱するとかいふて他の財物を奪ふが如きは悉く此呪盜に屬するものである

凡そ盜竊のことは世諺の中に最も多いから經論の所誡も亦随つて叮嚀懲勸であるが宜く經典を披尋し古訓を服膺して其過咎と罪犯とを免れねばならぬのぢや
今茲に盜犯のことに就て更に注意すべきは僧家の常に誤ることである誤るものは

ら罪を犯せることを知らずして居るが而も罪を犯したる以上は知と不知とに關はらず罪となるのである即ち三寶互用の罪の如き最も多く犯して居るのぢや三寶物と私物の限界を錯り三寶物を私用するは即ち盜罪である又私情偏黨の如き自ら其理を味まして物を分つに其理に準ぜずして私に偏黨するは是亦盜罪である或は食味の如き乃至房舍臥具衣服に及んで苟も偏黨あれば僧家としては平等法性の理に背くから悉く盜罪となるのである其他遍參の客を接するに於て私情を以て冷温の別あるが如き或は一寺の住職となつて其寺産を私有するが如き皆盜罪となるのぢやから苟も曲陋の心あれば盜犯であると思ふて從違至夜に之を戒慎せねばならぬのである

次に誡むべきは自己の財物を盜まれたるときのことである縱令賊の爲に劫奪せらるゝに遇ふとも之を怨み怒るが如きは決して爲すべからざる事である若劫奪に遇はば其劫奪に遇ふたるを縁として彼をして入道發心せしめねばならぬのである梅山禪師が途上劫奪に遇ひたるときに自己の襯衣の襟に母の縫入たる金あるに心附きその盜人を呼び返し之を與へて劫奪の惡業を教諭勸誡せしかば盜亦入道の機や熟しけん前來の惡業を懺悔して發心せしとの事であるが是蓋し彼を諭して入道發心せしめたのである若又

彼を諭して入道發心せしむることが出来ぬならば只自ら回光返照して善順心に住せねばならぬ盜まれたのは即ち彼に施與したるものである彼は之を以て飢寒を免るゝのであると觀念せば盜まれし縁が其儘善順施となるのぢや
 況や人空法空の理は常に人々の昧達せねばならぬ所で身口意の三輪は何を以て本所とするのであるか必竟して無所住空寂であれば此二空の理三輪無所住の觀に住して善順施に回向せねばならぬぢや
 然るに盜奪に遇ふたからとて自己の勢力を弄し且つは官の權命を頼み之を還さしめ而して彼を桎梏するが如きは之を忍はんとして忍ぶことの出来ぬことである世間のことは兎も角も苟も佛子として佛戒を受けたるものにして敢て此無慈悲を行ふは佛子の行願に背くのみならず結局自己の性徳に背くのである古諺に曰く楚人之を失つて天下之を得たりと實に楚人之を失ふて天下之を得ば其物に於て別に得失はないので且つ我に之を失ふも彼に之を得ば得失の遠順は唯我が妄想執着にあるのだから智者は物の得失に由て自ら感ひ人を感すことをなさぬのである況や理非に拘らず諍辨して之を奪ひ力を用ひて之を取が如き陋劣のことはなさぬのぢや

凡そ慳貪の心に因り慈悲なく忍辱なく惠施なくして取は皆偷盜となすのである尤も律の中に賊に物を奪はれたるとき財主か未だ之を捨るの心なく賊も亦之を得たるの想なきに當りて之を還し奪ふは犯罪でないとあるが賊に於ては或は犯罪を免るゝことありとするも被害者たる財主が之を還し奪ふのは其着心に於て既に清淨でないから罪を犯すことになるのぢや賊に遇ふては則ち善順施に住するが第一である菩薩子たるもの争で加之を還し奪ふことを爲すべき菩薩子は常に忍辱地に住して怨言だも出さぬのであれは縱令賊なりと雖も之を諍ひ或は還し奪ふのは不相應の事である宗傳に
 三輪清淨無所希望諸佛同道者也

とある此一言以て盜竊の源流を塞ぐに足るのである身口意の三輪清淨にして妄念邪心なく境に於ても心に於ても希望し欲求する所がなければ實に三世諸佛と同道なるものである三世諸佛と同道なるとき偷盜劫取は何の所にあるべきぞ空寂湛然として一味の法性海に住するでないか一法多法一多際なければ無智無得にして有相非相を泯じて居る有相非相を泯じて居るものは決して彼此物我の諸見を容るさぬのである元來諸相非相にして諸見を容るべき所がないのであるから一切處は坦然平等にして移動すること

もなく希求欲望を容るべき所はないのぢや

唯佛子たるものは其佛子たる稱謂の尊貴なることを知つて姦盜の名を避けねばならぬのである在家となく出家となく一味平等に佛子たることを信じて深く自ら慙愧するのが肝要である偷盜の誠は其事自ら輕重ありと雖も護戒の一念即ち始終を一貫するのである

古賢の言に曰く民の由て生ずる所は禮を大なりと爲すと蓋し禮あれば其分を守るに至るのである特に我々佛子たるものは専ら大悲誓期の救度を事とするのであれば如何ぞ其れ非禮不律に陥りて佛子の名を汚すことを爲すべきぞ

◎第三 不貪婬

一切苦痛苦惱の所因を謂はば貪欲である貪欲は其種類甚だ多けれとも謂はゆる名色食等の五欲に過ぬので五欲の中に於て最も甚しきは色欲である色欲は際限のないものであるから自然貪染も深く姪蕩も甚しく生死の苦海に輪廻して貪染愛着の爲めに地獄罪囚の械枷鎖に縛せられ愛河滔々身を壞り心を縛する欲海の險浪に漂蕩するのである

る世の中に何か一番に染着を爲すかといふに色欲である智度論の中に姪欲心は衆生を惱まさずと雖も心繫縛するが故に大罪と爲すとある實に心の縛着が生死の苦海に沈淪する苦本である心縛着を離るれば死も坦々生も易々たるものであるが其心が貪染愛着に繫縛せられては生死の苦海を透脱することが出来ぬのである成程姪欲心は別に衆生を惱ますことはないが其心の生ずる直に牢獄の繫縛を受くるのである姪欲は即ち貪染染着であるから其心の生ずるに於ては衆生に苦惱を與へざるも苟も其貪染の心を制せざるときは最も多く衆生に苦惱を與へて自己も亦益々械枷鎖の繫縛を受け出期なき牢獄に投するのであるから之を大罪として誠められたのである

僧祇律に畏るべきの甚しきは女人に過たるはなし正を敗り徳を壞すること之に由らずといふこと無しと又正法念處經に世間の男が苦を得ることば皆女人に由る天中の大繫縛は女色に過たるはなしとあるが實に女人は畏るべきものである吳越の存亡は一に女色に由るのでないか加之ならず女色の爲に正義を敗り道徳を壞ることは實に枚擧に遑かない位で滔々たる世波人海は悉く女色の爲に腐敗し落墮するのである其正義を敗り道徳を破りて大罪過を犯すのはみな貪染愛着に繫縛せられて本心を失ひ正念を失ふ

のに因るのぢや實に畏るべきの甚しきは女人である女人の一類一笑によつて永劫墮落の大罪を敢て憚らずして爲すに到るから畏れても猶ほ恐るべきである

智度論の中に此五欲は禪家の正障なり又是魔意衆生を損害すと華嚴經に是五欲は是衆魔の境界愚人の所行諸佛訶責すと又曰く是障道の法能く生天を障ゆ况や無上道をやとある五欲は悉く障道の具にして而も墮落の本因であるが中に就て貪染の最も深きものは色欲である謂はゆる魔意は即ち姪心であれば姪欲の心は衆生を惱ますことなしとは一應の事にして尅實して之を云へば心の繫縛に因て衆生を損害することは明瞭である換言せば女人は魔境である何となれば女人その物は同一人間たり乃至衆生たるものであれば魔物ではないが一たび欲心の之に染着するときは惡として到らざるなく不徳として行はざるはないのであるから貪姪は大惡事として之を誡むるので女人の魔境たるも亦全く茲にあるのぢや貪姪は最初より鄙事であるのみか苟も色欲に其心を惹るれば情を染汚し遂に放逸にして收拾なく蕩姪して返照せず其極に及べば耽着の甚しき一種の固疾となつて自を損し他を害するので染着の恐るべきは嘗に一期の色身に敗徳苦惱を生ずるのみならず生々世々萬劫の後も累縈して解脱することが出来ぬのぢや貪姪

の陋貪姪の鄙實に戒愼に戒愼を加へねばならぬ

今姑く字相に就て言ふも凡そ物の情が色欲に滯ふるを姪欲と名け又姪色姪荒と名くるので書經の五子の歌にも内色の荒を作し外禽の荒を作す荒は荒忘の義にして往て返るを忘るゝのである故に姪の字は邪私を義として居る若し之を吾が佛教に約して云ふときは不淨行と名くるので姪欲は決して清淨の行でないその清淨でない所以は貪愛染着して心を汚すからである又非梵行梵は清淨の義とも名くるので淨法行でないから非梵行といふのであるが不淨行と名け非梵行と名くるのは欲の爲に非法を行して淨戒を汚辱するから皆行の名を命じたのである世間通途の説によらば在家には邪姪を制して正姪を制せぬと云ふが佛祖正傳の大戒は不邪姪戒といはずして不貪姪戒と云ふのであるから縱令在家なりとも之を制するのである縱令正姪なりとも之を制するのである既に不貪姪と云ふ貪の義には多義ありと雖も今の義は姪を貪るの義にして漁色であるから正姪にも貪姪は誡めねばならぬのぢや法王心地の戒法は出家在家の差別なく一等に之を制するのである至鉢貪姪は自己の貪染愛着の爲に慈悲心を失ふて居る即ち無慈悲より起るのであるから之を制するは當然のことである貪姪を制せざれば男女の別なく

無慈悲に流れて度生の本領に負くのちや、食煙の境には男女鬼畜死屍等の科ありて其犯す心にも輕中重の差別はあれども、その心を汚し行を穢し染着するに至つては同一であるから犯戒の輕重は茲に論ぜざるも均く食煙の染着心をば戒めねばならぬのである。且つ現行のみ食煙でなく、總に心を發して愛染するも犯戒には相違ないのちや、染着の心を起せば直に境に趣きて其欲を遂げんとするは自然である又人の爲に情を通じて媒介を爲し人をして之を爲さしむるが如きは皆過非となり犯戒となるので謂はゆる心地の戒は染着を離るゝにあるのちや、故に出家在家に論なく染着を離れ繫縛を脱せんと欲する者には不食煙は應作の所行である

凡そ佛子の常に從事すべきことは慈悲である故に縱令苦逼に遭ふとも慈悲心と孝順心とに住して法王如來の清淨なる梵行を以て衆生を濟度せんことを忘れてはならぬのちや、然るに自己貪愛染着の汚心の爲に自己の淨心を汚し自己の慈悲を壞りて人を辱め人を苦惱せしめて佛道を汚辱する様な所行に及ぶは、自己の性徳に省て爲し得られぬことである、食煙の事たる鄙猥汚醜のことであるから、俗人すら中婦の事は之を言ふに忍ずと云ふて居る況や佛戒を受けたる佛子たるものをやだ、宗傳に曰く

心鏡如々解脫門開

と人々具足の心鏡は元來不動着である、心鏡の當體に貪愛染着の起るは無明の所作であれば無明の毒酒に酔るときは兎も角も戒法によつて此毒酒の醒たる以上は如々不動の當體でなければならぬ、譬ちや、然るにその不動着の心鏡に猥りに妄想の雲を起し執着の雨を作すは自ら昧すからである、心鏡如々なれば解脫の法門は開かざれども開くのである、心鏡に亂動の影像を認むるから解脫門が開けぬのちや、仔細に工夫して自己の心鏡を返照したらは何の所に食煙の染心か起るべき閑地があるぞ、妄想執着に惑亂せらるゝから食煙の染心が起るのちや、食煙に染着するものは必竟何物であるか、子細に點檢したならば、恐くは餘物でない、元來如々不動の心鏡は晃々として十方を照し解脫門は一時に打開して男女の相を泯絶して居るでないか、その追慕愛染するものは明白の心が晦昧するからの事、無而忽有の沒蹤跡ではないか、食煙の心の從來を問へ、本來無自性の幻影でないか、本來無自性の幻影であるから無にして忽ち有となるのちや、心水湛然の時は波浪なきも、妄想の風無明の雨に攪亂せられて濁浪之に漲るから、忽然として欲浪愛河の濁水を溢漲するのである、故にその染心の起るや、忽ち境を追ふて返ることを忘れ、食煙の因、食煙

の縁食煙の法、食煙の業と相纏綿して生死に流轉するのぢや、菩薩は大悲度生の爲に之を制するから荷も一念回光返照せば古鏡臺に當つて歷劫無瑕の清淨である百鍊の精銅強ち照すにあらずして照燭無碍である、然るに無明習氣の爲に一念紛然として之を忘失すれば遂に塵埃を生ずるので塵埃の妄想に使はれて影と形と相研磨するやうになるのである何故に形影相研磨するかと云ふに、本来非相の男女であるにも拘らず徒に男女の相を妄想して染心を生ずるから恰も影を以て形を迷はし形を以て影を誘ふやうになつて来るのぢや、若夫れ染着の心起るときは随つて貪求嫉害等の惡を生じて遂には生命を失ひ慧苗を枯すのである食煙の惡蔽は實に甚しきもので境の違順を以て我の喜怒を爲すので境の男女が我に順なれば喜んで貪求を増長し境の男女が我に違ふときは怒つて疾害するのである、その貪求も疾害も均く纏縛の繩であるのにも拘らず自ら甘んじて之に投ずるのである

併ながら縦令傾國の佳人あるも是を以て憂とするには足らぬのぢや、如何に前境より之を誘ふも我自ら惑はざれば物を追ふて迷ふことはないのぢや、而も自ら迷ふものを詮索し來らば彼に所處がないのであるから鏡像の幻影さへ誤らねば本自ら湛然寂照の心

鏡であるのぢや、古鏡烟々として一物をも覆藏せぬのであれば影像は由來眞偽の誤るべきはない、故に佛祖正傳の大戒を受くる者は心鏡如々の寂照に到らねばならぬ、苟も心鏡如くであれば持戒に持戒の相がないから最早持犯の沙汰ではない、既に持犯の沙汰でなければ犯も亦如く持も亦如くで不動着の當躰である

佛子たるものは自他平等恩怨一如であるから境に於ても心に於ても愛着の生ずべき筈がないのぢや、而も愛着の起るは妄想でその愛着は一念紛起の無明であるから、自他を一等に攝取して平等利益の本懐より不淨行を制し清白梵行に歸せねばならぬのぢや、なぞ自他を纏縛せる汚穢卑劣の獸欲を食つて今生は欲の使命に勞れ未來は欲の纏縛に不自由なるが如きことを爲すべきぞ

唯宜しく法を重んじ自己の發情を檢束して私猥の行を填み、十方廓落の境界に到達するの肝要ぢや

◎第四 不妄語

無始劫來の造業は身口意の三業に因て十惡業を作るのであるが身口意三業の中に於

て造惡の多きは口業である、口業の惡は輕微のやうなれども其實は重且大なるものである、口業には綺語と惡口と兩舌と此妄語の四科なるも四科の中に於て最も重きものは妄語の罪科であるのぢや

妄語の眞義は不實語であるから、大智度論に妄語とは不淨心を以て他を誑かさんと欲して實を覆隠し異語を出し口業を生ず、是を妄語と名くどある、然れば妄語の意義は明瞭であるが、口罪の中に於て最も犯し易いので見ざるを見たり見たるを見ざると云ふが如き、六根に於て悉く犯すのである、口罪を六根で犯すとは少々變な感じが起るかも知らぬが身に妄語あれば意に妄語あり乃至六根の各々が悉く妄語者には妄語の材料となるのであるから、六根悉く犯すので獨り口業ばかりではないが、其中口業が最も多く犯すから其多きと重きに就て口業のみ擧げたのである、尤も獨り妄語ばかりでなく十戒中の他の九戒も六根門頭を借らぬ犯罪はないのである、妄語の意義が明瞭であるのにも拘はらず之を犯戒とも重罪とも思はずして之を爲すは必竟不用意に由るのぢや、凡ての犯戒は之を知るの難きではなくして實は之を實踐躬行して戒と一枚になるのが難いのである、四種口業の中に於て妄語は最重の犯戒であるから妄語の一を擧げるときは他の綺語

惡口兩舌は此中に攝められてあるので、十戒中に綺語等の名目を列せぬのである、故に十戒中の妄語戒は世間に唱ふる十善戒の妄語戒よりも更に一層の重きを爲して居るのぢや、から菩薩戒を受くる者は子細に工夫して此一戒を犯さぬ様に要心をせねばならぬのぢや

妄語に反して實語は、一切善法の中に於て實語を最大の功德とするのぢや、實語さへ行へば他の九戒は期せずして自ら成就するのである、人を誹謗し乃至三寶を誹謗するが如き、實語者に於ては決して出来ぬことで、實語は實相の表現であるから、殺生偷盜貪淫の如き罪惡も、實語者即ち實相の表現者には出来ぬのである、抑實語を觀察して其實際を領知するときは其効用は誠に無邊際である、而も虚言妄語は構へて之を爲す者であるから、何れ心に苦痛若くは計度を要するのであるが、實語は知るを知るとし知らざるを知らずとするのだから、自己の胸襟肺腑より出て少しも疚しきことなく、且つ之を得るにも最も容易である

此實語は即ち佛子の無上力である、何故に無上力であるかと云ふに、實語には敵かない敵がなければ、十方廓落で心鏡明皎である、心鏡明皎なれば來機悉く利益を受くるのである

る、來機を利するは無上の力であるから佛子が度生を誓ふ中の唯一の力である、是の如く荷も佛子たる以上はその出家たると在家たるとに論なく實語に由て無上の功德を生ずるので自然に其徳が外に現はれて來る實語は即ち善人の相である、之に反して妄語は惡人の相であるから佛子として慈悲忍辱を主とするものは惡人の相を離れ善人の相を求めて度生の方便を運ばねばならぬのぢや

要するに一切諸法は本來不異であつて如々の姿であるが故に心の如く語の如く見の如く知の如く聞の如く覺の如く行の時も覺の時も會て一毫髮の差はないのである見聞一々實相の法ぢや心語一々究竟して居るのぢや然るに妄語を以て實を覆隠し虚を逞くして不見を見と説き不知を知と説くが如き先づ自ら其心を欺き其身を欺き而して又人を誑かし世を惑はし虚實顛倒して居るから善法を受くることが出來ぬのぢや妄語の人は譬ば覆へせる瓶の如きもので之に水を入んと欲するも入ることが出來ぬ、斯の如き人は永く善法の門を塞き涅槃常樂の途を杜絶するのぢや、

偈口業に就ては既に明したるが如く理に於て四過を具して居るから此戒には四過とも制して居るのぢや然れとも四過の名目を擧げずして妄語を以て四過を制する戒とも

なしたのは大に理由の存することである、十地經の中に此事を詳しく説明してあるから今試に彼の經の意を取て之を云は、妄語を離れば即ち常に實語諸語時語を爲す(實語は妄語に對し諸語は綺語に對し時語は惡口兩舌に對望すべし)是菩薩は夢中にも隱覆の見妄惑の起さず且つ誑他語を作さんと欲するに心なし況や妄語を作して人を欺き自を欺かんや又兩舌を離るれば破壞の心なし破壞の心なきとき恐怖の心もなく惱亂の心もなし、此に聞しは彼に向つて説くことをせず又彼に聞しは此に向つて説くことをせず、若し此に聞て彼に説き彼に聞て此に説かば彼此の間を破壞す同意の者は決して破ることとを爲さず若し其事の實と不實とに拘らず人と人との間を別離せしめず又菩薩は惡口たるべき所有の語を離る其惡口所有の語とは他を侵害し惱亂する語粗漏にして他に荒く聞ゆる語他を故意に苦むる語他をして瞋恚を起さしめ怨恨を生ぜしむるの語鄙陋にして惡むべきの語愛敬を缺けるの語等を云ふ、是等諸有の惡語は悉く捨離して語言微妙にして耳を悦ばしむるの語即ち人を利潤し饒益するの語言業靜がに柔軟なる語一切愛敬の語等は菩薩の常に樂んで語る所菩薩は一切の綺語を離る即ち善思語法語戒律に依りたる語籌量語(籌量語は)十事を思ふに二三事を語るの意にして菩薩は縱令戲笑の間に

も綺語せずとの意味であるから妄語の一過の中に他の綺語悪口兩舌の三過を攝して之を持するは勿論の事で妄語の一過を離ると同時に他の三過は捨離することが出来る

前にも一寸云ふた通り妄語の性質は六識が六境の上に於て虚構するものであるから三業ともに之を犯すのである身妄語のことは四分律の中に或る有信の檀越が常に供養せる比丘に語つて若し大徳是阿羅漢の聖者ならば僧伽梨袈裟を脱せよと云ふたときに彼の比丘即ち僧伽梨を脱して自ら阿羅漢の聖者であると云ふ相を示して口には不語であつた是正しく身の妄語である近時奢侈の風の盛なる貧困の子弟も猶ほ美服を纏ふて有徳の者の如き装を爲すは即ち身妄語である又心妄語とは或る説に布薩の時に罪あらば發露せよ罪なくば默然せよといふに自己が罪あるも默然して無罪を装ふが如き即ち心妄語なりといふてある是も心妄語には相違ないが文殊問經に一念妄語の想を起さば犯重なりとある去れば心身ともに妄語は行はれるての三業均く此業を作すのである而して妄語は必竟何に由て起るか痴心に起るのである痴暗の心即ち妄語を爲すのであれば苟も般若を求むる佛子たるものは此不應作の事は出来ぬのである宗傳に

法輪本轉無缺無剩甘露一潤得實得真

とあるが如く妄語の事は根本法輪の轉處に背からである根本法輪は三際の境に涉り萬有の体に通じて常恒不變である三世に涉り萬有に通じて常恒不變なるものは即ち最初より妄語すべき所處がないぢや故に根本法輪は國土にして國土輪あり乃至佛轉衆生轉があるの佛轉即ち衆生轉衆生轉即ち國土轉國土轉即ち佛轉である國土轉佛轉衆生轉即ち時切轉があるから過去の過去際を盡し未來の未來際を盡して常恒不斷である常恒不斷であるから變易がない變易がないから眞實である眞實には妄語のあるべき筈がない常に妄語のみでなく綺語も悪口も兩舌もあるべき筈がない即ち不虛不誑不覆不沒不沈であるから毫髮の間隙もないのぢや毫髮の間隙もなければ即ち正直である正心質直であれば一法も異法も畢く實際の理致である然れば則ち根本に於て不異不二の如來語である何を苦んてか妄語等の惡業を作すべきぞ想へ語の外に別の心意なく心外に別の佛心はないので最初より對待を絶して居る計度を絶して居る如來常住の如く衆生常住であるから其法亦缺けることなく剩ることなく常恒不變である故に根本法輪の轉處を躰達して此戒を受くれば即ち常恒不變の眞實を得て所發の言語は皆法輪となつて轉ず

るのぢや、その轉ずるとき絲毫の間然でもない是を以て身口相應して一如になるのぢや身口相應するに面従後背のあるべき筈もなく況や口に刀劔を含んで人を害じ己を傷り綺紋言を飾りて己を惑はし人を惑はすことを爲すべきぞ

而して此一戒は僧家特に犯し易いのである、且つ學者政治家も亦犯し易いのである、故に大に自ら勵まして護持せねばならぬ、知らざるを知らずとせよ是れ知れるなりとは孔聖の教である況や佛子として根本法輪の功德に轉ぜられ甘露微妙の法澤に浴するものをやである、努めよや自ら省て味ますことなく法輪甘露の眞實際に逢着せねばならぬのぢや

◎第五 不酤酒

此戒は諸戒を護持するに於て最も肝要な戒法である、全杯酒は諸の過非罪犯を開くの根本であるから世の古今に論なく出家在家の別なく皆之を誠て制するのである、酒には兩様の罪跡あり唯自己一人の飲酒は縱令三十五の過失を犯すことありとも自己一人の醉狂に過ぎぬのであるが酤酒は其禍殃を他人に及ぼすことが多いのぢや酤は尙の義て

而も尋常の估賣の意味にあらず、人の心を昏昧に導く意味に於て估賣するのである、即ち酒を賣るは他人の智源を溷濁するのぢや、故に菩薩大戒には不飲酒と云はず、不酤酒といふのである、梵網經の中にも酒は是起罪の因縁なりと説かれ、酒は衆生の顛倒心を生ずと説かれてある、酒の一戒は蓋し此佛言に盡してあるから酒のことは別に茲に詳説するの必要もない、ぢやが不飲酒は遮戒であつて不酤酒は性戒である、菩薩大悲の誓願は度生利物にあるのに衆生の智源を溷濁する酒を賣るは度生利物の誓願に辜負するのみならず心地の本源に於て此毒物を服すべき筈がない、ぢや大智度論の中には酒に三十五の過失あることを詳細に示してある、此三十五の過失の數目は兎も角も其根本たる科目は知らねばならぬのぢや

その根本過失は何であるか、酤酒と飲酒である、酤酒なければ飲酒はない、飲酒がなければ三十五の過失は自然に消滅するのである、先づ酒の大過失を論ずると六根の情を放逸にして其本に返ることを忘れるのぢや、其本に返ることを忘るゝから色の荒を縦にし、禽の荒を恣にする、色荒禽荒に流連すれば随つて惡俗醜怪の徒と朋黨するは自然の勢である、其朋黨する所が惡俗醜怪の徒であつたならば随つて自己の善良なる慧光を損害し毀

傷して漸く愚蔽に陥るぢや其心既に愚蔽に陥るときは禮儀も節度も頓と省る所がなく謂はゆる放蕩無頼に流れるぢや苟も放蕩無頼に流れば自己の財産は勿論之を耗盡して猶ほ親戚故舊の財産にまで危害を加へるのである斯の如く酒の爲に其毒を受くることの深きに及んては自家の業務を執るにも自家の修行をなすにも懶惰になつて唯麴藥の香に耽溺することになる懶惰一たび起るときは天地の正理に背戻して放逸より放逸を追ふて次第に沈淪の深きを見るのである酒に沈淪して正理に背くと同時に義も忘れ禮も忘れて自他の徳義に背き且つ恭儉己を持すべきことを廢棄するぢや香に禮義の節を失し恭儉己を持することを廢棄するのみならず高貢我慢をのみ主張して他人を凌辱するのである而して其己に得る所は身軀の疲勞衰弱であつて漸く死滅の門に近づき酒の鍵を以て死門を開くに過ぬのぢや斯く自他に對する傷害の多きに搗て加へて自己の秘密をも憚らず發露すると同時に亦他人の秘密をも許發して憚らぬのぢや夫れ唯自他の秘密を許發するの惡事のみにても酒は惡聲を求むるの因縁である況や一切の戒品を破壊するの多くは酒である愚痴の嗜好に出る酒精の毒である儀狄を疎んじたる大禹の戒猶ほ世間に傳はつて居る出世間の道人は言ふまでもなく菩薩子として佛戒を受けたる

る發心満位の者に於て之を嗜み之を好み且つ之を酤るは恰も枯薪を負ふて火に赴くと擇ぶ所がないぢや故に酒に就て記述せる古今の載藉は皆之を誡であるのぢや聖賢は皆酒を惡む苟も惡む者は盛徳大業を成就して之を失はぬが之に反して好む者は昏愚の徒である昏愚の徒は之を好んで而も必ず失敗するのである宗傳に

未將來莫使侵正是大明

とある是不酤酒の大綱である未た將來せず須く侵犯せしむること勿れぢや苟も將來せは是禍を以て他人に嫁するので自ら其罪を犯し且つ人をして之を犯さしむる重犯實に恐るべきである自ら之を酤し自ら之を酤り或は他の爲に此毒物を勸誘するが如きこと莫ければ侵犯の餘地がない若し相犯すこと莫ければ昏愚に陥ることを免る昏愚に陥ることを免るれば即ち酒の過失は無いのである酒の過失は唯暗昧昏愚を致にあるのぢやから苟も之を免るゝときは本具の明智は期せずして發揮するのである明智さへ發揮すれば一切の顛倒を除き夢想を離るゝのぢや夢想顛倒を遠離する即ち大明と云はねばならぬのである既に大明の現前するるとき昏昧は永く謝離して自他の光々相映寫證徹して毫も罣礙する所がないぢや其光々は即ち心地の戒光である心地戒光の現前は色に非ず

心に非ずと雖も而も色心の離微に透徹して居るのである。何故に色心の離微に透徹するかと云ふに心と云ひ色と云ひ光々三昧の所現であるから法界無自性の昧相用は法爾如然に現成するから離として視ざるなく微として聴かざるなき不可思議の戒光に攝取せらるゝのぢや。此時は是戒能く自己を轉じて戒は強く我は弱くなるので而も持戒に持戒の相を浪じて超絶圓滿の戒光に安住するのである。苟も戒光に攝取せらるゝとき一切の有相を照破して破邪顯正の智劍を揮ふことが出来るのである。謂はゆる破邪顯正とは諸の有の執着を破して真空の妙智を現前するのである。眞空の妙智を現前するとき始めて物の爲に則となり善く一切衆生を濟度すべき徳本を成就するのである。斯る大業は蓋し菩薩大戒の賜にして唯大明の期する所である。若し之に反せば正理を塞ぎて通ぜざらしめ大明を閉ぢて放光せしめぬやうになるから、ツマリ自ら好んで慧苗の枯死を促すのである。

苟も酤酒の罪を犯すときは必ず正理を建設することが出来ぬ。正理の建設を妨ぐるものは謗般若の罪を犯すので謗般若は即ち佛母を殺すのである。佛子として佛母を殺すは五逆の大罪ぢや。然るに澆季の悲むべきは僧徒にして常に好んで此毒に耽溺し且つ在家

白衣の徒と對酌放恣するが如き自己を盡毒し他人を傷害して居る。故に當に酤酒とのみ云はず寧ろ禍母を酤るものと云はねばならぬ。禍母とは何である。即ち五欲執着の貪愛の火ぢや。酒の毒亦貪愛の火であるから禍母と云ふのぢや。禍母のことは經說にもあることで大に注意せねばならぬ。昔或る市街に物を商ふものがあつた。此商人が一日禍母禍母と呼んで賣て往くから或る富豪の人が禍母とは妙だ何であるかと問と一疋の動物であつたのだ。ソコテ富豪の主人は自己の好奇心に驅れて彼の禍母を買ひ求めて之を養ふに其食物は針である。毎日針を一升二升と食するので試に之を斬んとすれども斬ることが出来ぬ。所て禍母は次第に成長して近所合壁は勿論其主人をも傷害する様になつたから何と加して之を殺さんとするに決して殺すことが出来ぬので最後に至り主人は此禍母を烈火の中に投じたのである。然るに針を食物にする禍母だから平氣で走り廻つたから忽ち一面の猛火となつて飼養主も近所合壁も悉く一場の猛火に投じ了つたのである。抑此比喻は何であるか。禍母は五欲の貪愛で食物の針は邪見である。而してその烈火は何物か。蓋し欲火の外ではない。先徳の士が禍母を酤ると誠た慈念は果して何の爲であるぞ。戒定慧は佛家の大綱にして等學の科目であるから斯く叮嚀に誡められたのである。

噫佛子たるもの法王の家督を相續すべき受戒の弟子にして酒家の徒となることは實に遺憾であるから勉めて此戒を護持して本具佛性の莊嚴をなさねばならぬのぢや

◎第六 不説過

血を含んで人に噴くもの其口の清さを求むるは愚である人を汚さんとして先づ自己の口を汚すのであるから不説過戒のことは言はずして明瞭である而も此明白なる戒を護持するに於ては實に難中の難と言はねばならぬ

佛子は當然の理に於て一切衆生を慈愍するのであるからその衆生を侵犯し苦惱せしむることは不理である。管に衆生を侵惱することが不理のみでなく、柔軟和順の心を以て衆生を攝受保護し稱揚贊譽して常に喜悅の心を起さしめねばならぬ等ぢや。縱令戲笑の間なりとも他の過失罪惡を許くべきものでない。若し憎惡嫉妬の心を以て他の過非を説かば、みな不説過戒を犯すのぢや。併し人を教練し諫諭する爲に苦口を爲し切諫を爲すは強ち犯戒とはならぬのである。

此戒の本意は殺盜淫妄とは異りて専ら四衆の弟子の爲に制せられたので同學同行で

ある比丘比丘尼優婆塞優婆夷の過非を説くことを制戒されたので、同行同學の過非を許して其人の面と背とに拘らず之を説くは頗る不徳の事である。同く菩薩戒の弟子として同衆の非を説くは恰も血を含んで人に噴くと一般て人を汚穢すると同時に自己も亦その汚穢に投ずるのぢや。故に佛法の中に於ては特に深く之を誡しむるのである。

五十二位の階級に就て見るも最後の妙覺果滿の佛位を除くの外は、みな其位地相應に不足の地に居るのぢや。苟も不足の地にあるものは過失のないと云ふことは云へぬ。縱令等覺の菩薩なりとも之を果滿の妙覺に望るときは不足であるから不足即ち猶ほ極微の無明を存して居る。既に果滿ならざれば過失あるは云ふまでもない。然ればその過失を見て之を説くは他を煩はして而も自ら其徳を傷るのであるから菩薩大戒を受けたるものは、須く三寶住持の護念に住して此戒を守り自他相互に相敬ひ相憐みて愛語利行を先となさねばならぬ。

然るに若し自己の恣意快意を以て他人の瑕釁を許發するは内に自己の慈悲行を壞り外には人の已に信ぜられたるを廢亡し他の苦痛と過患とを増すので、結句自他雙方の利益を失ふに過ぬのである。

而も此戒は日常犯し易いので之を制することは頗る難いのである世の中に於て有害無益は他人の過非を説くに越したものはないのでや凡そ人の悪名を招き自己の徳を害することは皆此戒を犯すに由るのでや

今頃の書生などが得意に皮肉の言を弄するのは是甚だ不徳のことである出家人は特に此戒を護持せねばならぬ世間の聖人すら父は子の爲に藏し子は父の爲に藏すと云ふてある況や大慈悲を主とする佛子にして他の過非を説くべきの理あらんやである併ながら藏すことも其物柄によるので自己の事即ち自己の過非を覆藏することは重過の罪となるから自己の過非は發露懺悔するがよいぢや今茲に制する所は憎疾の意を以て談説することにてその憎疾の意が既に他を毀傷し自己の徳性を壞るので重過になつて居るぢや正法念經に拔舌地獄に入ると戒められてあるのは此の道理である彼の饒財菩薩の如き同學の賢天菩薩が忠諫せしを怒りて不實の言を構へて賢天菩薩を誹謗した罪によつて多劫の間受生の身は常に狐狼の爲に食はれて説過誹謗の罪を贖償したと云ふことぢや是僅に一言の過失であるけれども斯く多劫に贖罪の償を拂はねばならぬ又諸法無行經の中には若し破戒の人を見れば其過惡を説かざれば當に彼の破戒の人も亦久しから

ざるに菩提道を得べしと念じて之を敬禮せよと訓へてある涅槃經の中にも彼の衆生の中に於て全く一善の讚歎すべきことなきものに逢はば彼が本具の佛性の善を憶念して之を讚歎せよその過惡を説いて自ら其心水を汚濁すること勿れと教へてある此二經の意を推度するに此戒は重戒であることが測知せらるゝのぢや併し如何に此戒が重戒ぢやとて慈悲心より教化教導の爲に教へて他の非過を知らしむるは犯戒にはならぬ要するに此戒の犯持は其心行の如何にあるのぢや宗傳に

於佛法中同道同法同證同行也莫教説過莫教亂道

とある實に四衆の弟子は同道同學て同く其法を信じ同く其道を證して行くので縱令在家にもあれ縱令出家にもあれ均く三寶に歸依して佛法の中にあるものが他の同行同學の過惡を説くは血を洗ふので結局は家醜を外に揚るので其罪過は甚だ重いのぢや只だ須く互に相勸發助成して同證菩提に趣かねばならぬ然るに却て他の同學の過惡を説くは理に於て頗る通ぜぬことである管に理に於て不通のみならず他を驅て不如意處に陥らしむるので他の念頭を惑亂することが多いから深く之を訓誡せられるのぢや十輪經に犯戒の者ても菩薩と名け無犯の者ても外道と名くと説てある縱令他の同學

が犯戒すればとて菩薩の仲間入をした者は菩薩に相違ない、縱令無犯のものど雖も菩薩戒を受けざるものは外道法の人であるから同學の人をば敬禮せねばならぬ、又十輪經に譬喩して此事を説てある占蔔華と云ふ花は香氣の深い花であるから萎むと雖も其香氣が諸餘の一切の花より勝れて居る破戒の者の猶ほ外道に勝ることは萎みたる占蔔華の如くである、と訓へてあるから須く同學の者を見ては其勝處を贊じて其短所缺所を保護せねばならぬのちや

總じて説過の事は非理であるから慈悲心孝順心あるものには出來ぬ道理である、而も多く之を犯すは愚痴の然らしむるのであるから宗傳に於て亂道と云ふのちや蓋し亂道とは愚夫の亂道を指したのである

若し尅實して之を論ずれば一念苟も是非の岐路に涉らば未だ口を開かざるに早く錯誤に陥つて虚實相争ふのちや苟も虚實相争ふときは擾亂をなして自他を煩はすことが一方でない、故に此戒を保護するには早く自家の念頭を顧照して是非の妄想を打破するにあるのちや自家の妄想を打破するとき十方虚空悉く消殞して過失の説くべき浮雲の點在を存せぬのである、妙經に止々不須説我法妙難思と云ふも畢竟我法の妙難思のみで

なく自他妙難思の法である、既に自他妙難思ならば諸法實相の當体露現であるから説過すべき餘地がない、ちや

諸仁者須く工夫一番して我法妙難思の聖語に參得し説過の一戒を護持せねばなるまい、説過の一戒を護持するとき同學の菩薩悉く成佛作祖の境界に入るのて有情非情同時成道草木國土悉皆成佛である

◎第七 不自讚毀他

自讚は愚の極で毀他は迷執の極である、迷執を離るゝは佛家の目的で愚痴を對治するも亦佛家の所詮である、佛子の行願は内に菩薩の六度萬行を蘊在せねばならぬのちやから縱令其形貌は聲聞形であつても、内秘菩薩行外現聲聞形である、然れば理に於て密用なるべきは勿論他人の徳を讚揚し事に臨んでは常に曲を我に與へ直を人に推ねばならぬ筈ぢや、若し之に反して自己の徳を讚揚し非理に他人を毀辱するが如きは内に願て自己の行願に背き自己の善根を損傷するので外は即ち他の信根を破壊して衆生の生活を煩累するの恐がある、苟も他の信根を壞り衆生を累はすは世上既に之を見て不仁不義

と卑むのである況や誓期大悲の佛子に於てあやである
 稱すべき徳なきに自ら稱揚するを讃といひその過惡より越へて他を譏辱するを毀といふので自己の徳を顯揚するを自贊と名け他人を譏辱するを毀他と名くるのであるが是はいづれも偏執と憎嫉と貪利と愛名とに由て起るので偏執の病は毀他の因となり憎嫉の勢を得て其惡を募るのである貪利の執着は自讃を爲し受利の勢を貪つて其過を遂ぐるから貪利愛名と相表裏して自讃の戒を犯し偏執憎嫉と相携えて毀他の戒を犯すのである

併し若し輕重を此間に論せば自讃が重過である自讃の起因は貪愛であるから自己の心田を汚辱することが甚しいのぢや自己の利養の爲に自讃する即ち自讃の當處に毀他を犯すので自讃して戒住地を犯すと同時に毀他して戒住地を犯すのである故に單複ともに重過である自讃は自己に恥ぢ毀他は他己に愧るのぢや蓋し此一戒は學者などの犯し易いもので道學先生猶ほ之を犯して憚らぬのであるから佛子たる四衆の弟子は最も戒慎して此戒を護持せねばならぬ宗傳に

乃佛乃祖證盡空證大地或現大身空無内外或現法身地無寸土

とある謂はゆる放ては手に充つ一多の際ならんやてそれ佛それ祖佛々の來往祖々の問答で一物の他より去來する所がない先佛曇祖の所證は即ち盡空大地でないか盡空を證するとき内外自他の邊際を見るべきでない大地を證するとき讚毀計度の論量を離るゝのぢや盡空は大身大身の所證は何物であるか地水火風各全身であるから憎嫉の起るべきも偏執の迷ふべきもないのである四大全身のとき自他何れの所に其町畦を存するぞ甲の地水乙の火風自の全身と他の全身と果して火風の別ありや地水の別ありや此時空に内外なく讚すべき自身を見ず毀すべき他身を存せぬのである法界全身のとき大地に寸土なして自他一枚の法身である先佛曇祖の行業は蓋し別の證悟あるに非ず自他を泯じて自他の封疆を出たので佛祖の面目は躍如として從今至古の戒脈を傳ふることが出来るのぢや

凡そ讚毀の法は我他彼此の二見に存するので自他を泯絶して見よ讚も毀にあらざる毀にあらざる讚毀は永くその跡を絶して從來陰陽不到の地に安住して居るのぢや自不讚を證し他不毀を證するとき一法多法の邊際を離れて廓落十方の無礙自在を得異心同心の計度を脱して是非の論量を離るゝことが出来る既に戒を受けて發心滿位の菩薩子

たる以上は菩薩たる大人の行願がなくてはならぬ菩薩大人の法は畢竟するに妬忌憎嫉の存すべきがない法身の象即ち菩薩大人の信仰の對象は空洞にして涯畔の存すべきがない謂はゆる盡空を證して空に内外なく大地を證して大地に寸土ないのであるから何ぞ自と執し地と偏すべきことを許さんやである自己の方寸すら猶ほ存せざるに讚毀の波浪は何を所因として起るべきぞ但回光返照の功を缺くから物我の町畦を存するのである佛祖の盡空大地を證得する内外方寸凡聖迷悟の隔分を見ることがない故にその順行に於ても逆行に於ても軌轍の迷執を離て居るから讚毀の計度を超絶して居るのちや即ち其證や十方虚空悉皆消殞して一塵一法の偏執すべきがなく其現や大地放開して大身法身即ち非身にして不起不住不去不來である金剛經に謂はゆる應無所住而生其心の意を鋪演せば讚毀の法は自然に消殞して一微塵だも存することを得ぬのちや故に涅槃經には不能語の語言三昧を教訓したのである

要するに是事々物々佛子行願の佛事であればその行願に促されたる佛事に讚毀すべき數量の存すべきはないのであるから須く無彼我が地に安住して無是非の大身を現證せねばならぬのちや

◎第八 不慳法財

佛子の行願に於て施波羅密即ち布施は第一の誓期である離欲は即ち入法の基礎であるから大智度論の中にも檀即ち布施を名けて積善福德の門と爲し又檀を善行受果の種子とも教てある華嚴經十行品の初の歡喜行の中に菩薩大施主となつて悉く能く一切諸有の執着を捨離し平等に一切衆生に惠施し且つ惠施し了つて悔ることなきは言ふまでもなくその惠施の果報をも望まず又惠施を利用して名譽を售ることを求めず隨つて惠施の功德によつて善處に生ずることを求めず利養をも求めず説であるが實に是が菩薩の歡喜行で無所住不可得の本地に住して慈悲の誓期に催されたる布施の檀度であるから布施は即ち佛子の本志にして諸佛の本行である佛子の本志諸佛の本行は即ち佛道を行し佛子の行業を盛にし佛子の事を始終する所以である去れば佛子たるものは財法の二施を平等無差別に行じて諸有の相を離れねばならぬ然るに若し吝惜して惠施することなければ佛子として佛行に違ふは勿論吝惜の汚心によつて自己の利益を失して利物度生の誓願に背くから永く廢棄の人となるのである故に佛子の罪過としては貪着

の心より物を憐惜するのが一番に大なる過惡である
 財法二施の功德は均く法界に回向して一人の惠施を以て一切施を成就する道理を徹底する必要があるその道理を徹底したるとき布施の檀度は成就するのである梵網に謂はゆる一切給與の四字須く研鑽して其底理を盡さねばならぬ
 苟も財法二施の功德を廻らして法界に向るときその惠施の功德は無邊際である凡そ佛法の言葉に法界といふときは全宇宙といふが如き無限の意味であるから法界は窮盡する所がない窮盡する所のない法界に回向する佛法は普遍の法であるから普く施すことが出来るのである即ち惠施の心が向ふ所と共に無際限に及ぼすのである併し此間の妙理は一寸世人の疑惑を生ずる點がある
 世間普通の場合から見ると物には總躰限りのあるものであれば無限の法界に惠施することは出来ぬと思ふが當然であるが有限の心から惠施する者即ち對期する所のある惠施は有限であつて其心機の發動が有限であると同時に惠施の功德も有限であるか無限即ち對期する所のない心から惠施する功德は其心が物と共にし境と共にして法界宇宙の無限なるが如く其物も無限で物躰に限量を印せぬから時處の限量を爲さぬのである

る時處の限量がなければ縱令其物は少と雖も多と雖も衆生の須る所に随つて毫も礙へらるゝことがない星礙なき虚空の心には雲の變更も鳥の飛翔も妨げずして法界惠施の自由を與へて居る虚空平等の惠施は何の術に因て得らるかと云ふに佛道に志すに在るのぢや佛道に志せば自己を忘れて我執を捨離することが出来る我執を捨離するとき大聖世尊の遺蹤を學ぶことが出来る大聖世尊を學ぶとき檀成就の理に相應して一定の軌則に就くのぢや是併ながら甚だ困難の修行である修行の用心は蓋し我が道とする所を道として其己を其間に挟まぬが專要である其己を忘れたるものにして始めて布施の修行を語るべきである若し己見を逞ふし己意を挟むときは縱令此不慳法財戒を受けて之を修學せんとするも徒に虚受となつて戒と相應することは出来ぬのぢや故に菩薩心即ち大心大仁大義大道に志す者にあらざれば布施を成就することが出来ぬヨシ布施に相應せんとするも大心大仁等の志なきものは只始あつて其終を克くすることが出来ぬのである

要するに一針一草一錢の微も虚空大地を盡して諸法を成就する道理がある何故に一針一草能く諸法を成就するかといふに一針一草の外に何物の諸法かある一針一草は即

ち諸法成就の体相用であるから、其物の當体が即ち成就布施の功德聚であるぢや、故に小も大を盡して缺る所なく、大も小を入れて餘すことなく、小大の相を泯絶して平等均一の當相を現成して居るのぢや、小強ちに大よりも輕きてはなく、大亦強ちに小よりも重きてはない、唯心の回向によつて成と不就とを生ずるのであるから、一塵乃至刹界も前者の乞ふに任せて無限の生佛を湧沸し來り、一錢乃至萬兩も前者に與へて、而も六根の生すべきなく六境の見るべきなく六塵の起るべきがない、根塵由來超脱して三輪空寂の非相非々相である、故に物に大小の差なく乞へば則ち與へて其間に自他乃至心境物我の計度を生ぜぬのである、心境物我の計度を存せぬとき法界は施の一法窮盡て萬德莊嚴の圓陀々地ぢや、然るに佛子自ら憍惜して愚昧の法に陥り佛行に背くときは蓋し敗種の衆生となるので自ら戕害するの甚しきものである、宗傳に

一句一偈、萬功萬德、一法一證、諸佛諸祖、從來會不、惜也

とある、萬功萬德は何であるか、諸佛諸祖は何であるか、從來會て惜まざる惠施の當体の外に諸佛諸祖を尋ね萬功萬德を求めば、ソハ自ら失ふものであつて自救不了の漢である、一句一偈は則ち佛身法身である、佛身法身は虚空の涯畔なきが如く、水月の罍礙なきが如く

て處々身處々現である斯の如く一句一偈に虚空を證し水月を領するとき八面玲瓏觸處靈通であるから己身の轉處に内外心境の痕跡を見ぬので、その轉處が即ち凡をして聖ならしめ愚を智ならしむるのぢや、凡愚をして聖智ならしむるの徳用は抑何に因て起るか、財法二施の功德聚に因るのである、一句一偈の法施猶ほ能く自家の功德を爲して法界に回向するは蓋し平等大悲の佛事である、此平等大悲の作佛事は即ち從來會て惜まざる諸佛諸祖の保護し任持する所にして此中一法の棄つべきなく一證の缺くべきもないので一法一證悉く布施の檀度である、謂はゆる佛事門中不捨一法であるから布施の道理は自他に通じて平等なるものである、宛も彼の農父が塵芥をも嫌はず盡く收めて田畝に肥壤し之を回向して米麥を成ずるか如く物の多少と時處の長短とに論なく永劫不斷に布施するどき前者をして能く一切種智を圓滿せしむるのである、若し之に反して憍惜せば一句一偈の功德を缺く苟も一句一偈の功德を缺くときは萬功萬德を缺いて一法一證の法に違ふのである、苟も一法一證に違はば佛祖の命脈を失し自己の慈苗を枯却して自ら傷害を加ふるものと謂はねばならぬ

然れば則ち一針一草は即ち一法不昧の皮肉骨髓である、一法不昧とは何事であるか、自

己の心性靈活して如く不動着の所現であるから、空寂の王三昧に安然たるとき一法の味すべき所がない、法界全身の當相には布施の攝受が從盡至夜混々として其源泉の枯渴を見ぬのである、法既に斯の如く不味靈寂であれば之を學ぶ當人も亦之を圓證して法と一枚にならねばならぬ、法と一枚になりしとき而も不圓證にして別々不別の消息があるや、又同條にして同不別の消息を知らねばならぬ、是則ち法の轉處にして布施に布施の當相を現せぬのである、凡そ布施を行ずるとき布施は強く自己は弱くして布施に轉せられるのが則ち一法一證の皮肉骨髓である

謂はゆる傳法救迷情は佛祖の身心てゐるが、佛祖の身心を學するとき從來會て惜むべきの理がないのぢや、會て惜まざる所に於て一針一草の微も猶ほ能く無盡法界に回向して諸法を成就することが出来る、若し子細に參究して布施の一法を窮盡せば與授畢竟して物の相なく與授の當昧其儘に物我を超脱して居るから、惜むべき財法のあるべき筈がない、故に布施の一法は即ち佛祖の身心として之を學するとき自の物にあらざるも布施の功德を妨げぬ道理が證せらるゝので、自他平等に法界一如の境界に安住することが出来る、唯夫れ愛着の波は眞如の月影を浮ぶることが出来ぬ、妄想の貪着は永く慧命の相續

を妨ぐるから、須く猛省一番して一法一證の身心を學せねばならぬ

◎第九 不瞋恚

三界唯心と觀ずるとき、諸法實相と觀ずるとき、自他不二と觀ずるとき、瞋恚の煩惱は何れより起るべきか、蓋し瞋恚の性たる自他の隔分によつて憎愛の妄執を増長するので、苟も憎愛の念なければ洞然明白であるから、怒るべき前境もなく、怒を起すべき心相もないのである、理の極致に於ては瞋恚のあるべき筈なけれども、瞋恚は最も起り易き煩惱でも、其過罪は重大である、瞋恚は是惡趣の因にして滅善の魁であると同時に一切の怨家と結ぶことは瞋恚の煩惱である、瞋恚の爲に生命を傷り、不忍辱行を行じて遂に化他利行の大悲を捨離し、百千の障害門を開きて、自を誤り、他を誤り、自他の利益を損傷して、佛種子を殺すに至ることは常に世間に行けるゝ所爲である、故に法界平等の性智觀に住して理の如く思惟して、忍耐を行せねばならぬのぢや

大智度論の中に、菩薩思惟すらく若し衆生あつて瞋惱をもて我に加ふることあらば、我當に忍辱すべし、我若しその瞋惱に對して、忍辱の慈悲を行せざれば、今世に於て必ず悔恨

を生じ死して後正に地獄に入り無量の苦惱を受けんと致へてある。又華嚴經の中に一たび瞋恚の心を起すときは、その瞋恚の害を被ぶること甚しく一切の惡中に於て瞋恚の惡より過たる惡なしとの意を示されてある。斯く瞋恚の害は好名聞を破り其相好を壞るものにして今世の人も後世の人も皆俱に之を惡むのである。瞋惱の害のみにして猶ほ是の如くなるに自己の瞋惱に對し前人來りて善言懺悔するも猶ほ解けざるは最も甚しき大惡であつて波羅夷斷頭の罪に數へられるのである。

凡そ世間と出世間とに論なく善を傷り徳を敗り他を害し己を辜するの最も多きは瞋恚である。故に學佛の徒は宜く之を戒め且つ慎まねばならぬ。我が佛法の中に於て特に重過として之を戒め障道の因縁として之を慎ましむることは今更之を言ふの要なきも對治の法は六度中の忍波羅密である。忍の徳たること特戒苦行も猶ほ及ぶこと能はず。蓋し忍波羅密は獨り前境に對して行ふのみに非ず、克己にかちて瞋恚の煩惱を對治するが忍の忍たる所以であれば對境の忍は或は之を行すること難きにあらざるも絶對の法忍は之を行することが頗る難いので、忍中の行者は佛世尊も之を稱して有力の大人と云はれたのである。謂はゆる善行の最善は忍の一字に歸するので、彼の常不輕菩薩の如き全く

誓期の大悲に催されたる忍辱行と云はねばならぬのちや、宗傳に

非退非進非實非虚有光明雲海有莊嚴雲海

と開示せられてあるか、進退虚實が瞋恚の起因であるから非進非退のとき何の處に瞋恚の險惡想を現すべきぞ、非實非虚のとき何の處に瞋恚の大火焰を吐くべきぞ、詮じ來りて進退虚實を非するときは、瞋恚の煩惱は蕩然消滅して其蹤跡を留めぬのちや

凡そ瞋とは境に因て起るもので、境に進退虚實あるときは、その進退虚實が己に違ふとき瞋を成するので、或は人の進み己の退きたるとき、或は己進て勞し人退きて休するとき、或は己進て取り人退きて棄たるとき、或は己虚にして人の實を怒り、或は己實にして人の虚を瞋るが如き、瞋恚は總じて相違逆するの法なれば、進退虚實ともに其相に妄執するときは、煩惱を生ずるのである。而も進退虚實は一陪相背の法であつて、甲に於て一寸虚なれば乙に於て一寸實なるが如く、其違却は同様に一寸なるもその隔分は相隣離して二寸となるので、違却の陪數によつて瞋恚の咎を成するのちや

之を要するに平等善順の地にあらば相違の理を生ずる譯かない。蓋し相違は不平等によつて生ずるのである。進退虚實に於て非相なれば相違の生ずべき缺所のあるべき筈が

ない謂はゆる智光明の光明雲海に不通の理の存すべき缺所なく、徳莊嚴の莊嚴雲海に相違の理の起るべき缺所がないのちや、進退虚實の實相を参究するとき一切の境は如々不變にして自他の法にあらざれば、一切善順の道理を成就して智光明雲に掩はれ徳莊嚴雲に包まれて瞋恚の悪相は泯絶するのちや

忍辱の清淨衣は一切の莊嚴に於て最第一であると同時に慈悲の光明は能く一切の境を照して順逆ともに忍受し哀攝するから境に順逆の見るべきかない荷も實相無相の法源に躰達せば不瞋恚は自己の性徳にして頭々不瞋恚の淨行で物々忍辱の菩薩行である斯の如く頭々物々その罣礙なき場合に於て柔和善順の功德が自ら成就して進退虚實の委曲を捨離するから智徳圓滿に莊嚴未央數に至るのちや、此時始て佛子菩薩子として佛道を莊嚴し自己他己の能事を了することが出来るのである、故に不瞋恚は貪痴邪見を離れたる相當の行願として佛子の當に行すべき正修行の目的である

◎第十 不謗三寶

邪見あれば信仰の心を妨ぐることを敢て論ずるまでもないが、此一戒は邪見の制止であ

る佛子たるものは既に佛法僧の三寶に歸依して其薰化を稟け其教訓を奉じて自己の所依として居る然るに今却て之を誹謗するは只前言を食むのみならず薰化の徳を壞り己の信の理を失しその恩願を剝絶して徳業を廢するるのである故に此一戒は佛子としては特に恐懼して戒慎せねばならぬのちや

第六條の不説過戒は單に同學の人に就てのみ之を戒めたるも、此一戒は佛と法とを兼て之を戒むるので前の不説過には有過を説くの不徳不義なるを訓誡し茲には佛と法とを兼て非理に塵躪することを戒めたのである、今謗と云ふは非理にその所依の三寶を塵躪することを意味するのでその害は最も多く且つ重いのである、凡そ謗三寶の罪は五逆罪と同一で懺悔の道すら無い位であるが其所起の原因は邪見にあるので、苟も一點の邪見起れば正理を壞りて邪義を主張し自己の本徳を欺き他人の修行を迷惑するのである、何故に此戒の所因を邪見と云ふか、一旦師事し歸依歸命したる三寶を非理に塵躪するは邪見の然らしむるので、自己の増上慢等の邪見に驅れたる結果である、されば善順の者は此邪見の者を棄て、願ず暴戾惡逆の者は邪見の者に別黨して次第に邪見を増長するか、遂に佛種子を斷絶するに至るのちや佛種子を斷絶すれば一闍提の増惡無佛性となつ

て永劫にも出離得脱の期はないのである
 凡そ人としては彼の眇目の者と雖も人道にあつて誹謗すべからざるものである況や
 佛法僧の三寶は衆生深重の恩所であるをやぢや我等末世澆季の時に生れて難値難遇の
 佛法を學ぶことは一に三寶の歸依によつて學ぶるのである歸依三寶の正念正信によ
 つて僅に出離得道の因縁を成ずるのであるから其恩は之を憐ふるに泰山の重きも蒼海
 の深きも比すべきでない然るに之を誘ふは邪見によつて起るのである苟も邪見起ると
 きは種々の善巧種々の方便も之を救ふの道がないので邪見の人の所行は恰も藥を擲棄
 して病を治せんと索むるか如く其心病千生萬劫にも之を治することが出来ぬ故に大論
 の中に邪見の十罪を數へて第一に正見佛智の般若を誘ふものは自ら其利を失ふ第二に
 自ら其利を失ふと同時に他人をして正見佛智の般若を誘ふものは自ら其利を失ふ第三に
 般若に遠かりて永く愚痴の坑に陥る第四に他人をして亦愚痴の深坑に沈ましむ第五に
 自ら愚痴を甘んじて諸種の善根を破壊し第六に亦他人をして善根を破壊せしめ第七に
 自ら愚痴を増長して邪見より邪見に移り邪見の毒を自身に塗抹す第八に他人をして亦
 邪見の毒を其身に塗抹せしむ第九に自らその身を苦しめその身を失ふて永く三途の惡

道に向はしむ第十に他人をして三途惡道に向つて其身を致さしむと是蓋し人として禍
 殃の最も甚しきものである

若し具さに無量の過失を言ふときは無限なきことながら自己の身心を自暴自棄する
 ことは全く邪見に因るのである故に此邪見を對治せんには先づ自己の不信を棄て、深
 く忍耐を保ち淨信を起して三寶に歸依し奉らねばならぬのぢや苟も淨信を以て三寶に
 歸依するときは自己本性の實歸を得て當昧安然の立命を得るのである當昧安然の立命
 は即ち自己本具の三寶であれば元來誘ふべき所もなく誘ふべき所もないのぢや然る
 に之を誘ふは其本性に違ふので畢竟迷亂の極と云はねばならぬ如何に聰明の者も自己
 の本性に違はし其聰明は聰明にあらずして邪見に使はれたる一時の惡現象に過ぎぬの
 であるからその本に違ふものは一切萬事實に風前の孤灯の如く危險千萬であると云は
 ねばならぬ

此一戒を十戒の最後に存することは頗る聖意の存する所で學者の最も工夫を要すべ
 き所である縦令前の九戒は悉く之を持するも若し苟も謗罪を犯さば佛種を斷絶するか
 ら前九戒の功を一篋に缺くの憂があるぢや宗傳に

現身演法世間津梁德歸薩婆若海不可稱量頂載奉持

とある此語は一見其底意を參叩するに足るので現身とは佛寶及僧寶で説法は法寶である究竟三寶に歸依するるとき一切の邪見を掃蕩するので諸佛諸祖の現身説法は能く生死の苦海を渡し愛河の險浪を渡すのであるから自ら世間の津梁となるのぢや而して其恩の重且大なることは父母に超へて居るぢや父母の恩は肉身撫育の恩であるが三寶の恩は生死得脱の恩て種智圓滿の果位に至るも悉く三寶の恩である故に三寶は尊敬すべく愛養すべく保護すべきである如何ぞ之を誹謗して其所依に背くの道あるべきぞ苟も之を謗すれば即ち臣子にして君父に反すると同く姦賊である既に姦賊であれば其罪は言はずして大罪であるのぢや

若夫れ深く參究して之を思惟するときは權衡の器も之を衡りて其重を知ることが出來ず算計の術も之を數へて其多きを知ることが出來ぬから不可稱量と示したのである只斯の如く尊重であるから頂戴奉行して歸命讃仰するより外に別の工夫は存せぬのである何爲ぞ此尊重の恩所を謗すべきぞ佛子たるもの須く不勝三寶の訓誡を服膺して日に自ら省み自ら新にして歸命讃仰の正信を捧げねばならぬのぢや

◎勸 戒

戒定慧の三學は鼎足の如くて其一を缺くときは學佛者の本領に負くのであるが特に戒法のことを勸むるは三學中の首位であるから之を勸むるのである佛世尊の法能く行者をして先づ身口意の三業を調伏せしめ佛法特に戒法中に淳熟せしめて而して後に定慧の諸行をして如意ならしむること獨り賢劫の釋迦文佛ばかりでなく三世十方の諸佛皆爾く調伏を先にするので是やがて法爾如然の現成であるから一に戒學を最初に勸修するのである先佛曩祖既に是の如く勸修し來り今亦是の如く勸修するは先聖後聖其揆一なりである梵網經の中に戒は是諸佛の本原菩薩道を行するの根本は大衆諸佛子の根本である説けるが如く戒は心地本具の性徳であるから一切の本源であるぢや瓔珞經にも佛家に住するに戒を以て本と爲す佛子始行の菩薩若くは信男信女の中諸根不具のもの乃至黃門姪男姪女奴婢變化人までも戒を受得すべし所以者何となれば心あるものは本具の性徳として受戒すべき道理あるが故に且つ初發心の出家にして菩薩の位を紹かんと欲するものは當に先づ正法戒を受くべし戒は一切功德藏を行ずるの根本に

して正に佛道に向ひ極果を證する一切修行の根本なりとあるが如く、戒は基礎にして定慧は戒の基礎の上に築かるべき建造物である、されば凡そ佛子として菩薩道を學するものは先づ戒に依りて入道するので、而も戒に依りて住し戒に依りて一切の己事を成辨するのちや、神苑清規にも參禪問道必ず先づ受戒す、三世の諸佛みな出家受戒すとある、然れば則ち今日亦昔日の如く受戒を先とすること佛祖の通範と云はねばならぬ、然るを高心空腹の邪慢によつて戒法を稟受せざらんは頗る佛子の本誓に背くのである

彼の香巖禪師が一撃に所知を忘して大悟徹底せしが如きも必ず戒學の修治を假て此悉地に到達したのである、故に我門ては勸戒を第一にして斯學の修治と專要とするのである

◎受法

戒法を受くることは必ず師に因るので、師に因らざれば得戒することが出来ぬのちや、瓔珞經に三種の受法を示してある、一には佛世即ち釋尊御在世のとき直に釋尊に遇ひ奉りて釋尊より受くるので、二には佛滅後に先受戒の人に依りて受く、三には佛滅後若し戒法を

受けんとするも稟受に堪へたる先受戒の人なきときは佛像の前に於て自誓受するのちや、此三種の受法中佛在世に佛より直に受くるは此上もなき好因縁であるが佛滅後に先受戒の法師より受くることも好因縁である、但佛滅後に於て自誓受するには至信感應の時にあらざれば受法成就は出来ぬのちや、故に梵網經には佛滅度の後に好心を以て菩薩戒を受けんと欲するときは、佛菩薩の形像の前に於て自誓受すべし、自誓受を爲すには一七日常に佛菩薩の形像の前に懺悔して至信感應し好相を見ることを得たるとき乃ち得戒するのである、乃至現前に先受戒の法師の前に受戒するときは、必しも至信感應を要すべきも好相を見ることは別に要せずして得戒するのちや、何故に好相を見ざるも得戒するかと云ふに先受戒の法師は師師相授するが故に先佛曇祖の授受によりて傳戒した儘であるから佛より直に受戒すると毫末の差異もないのちや

梵網經には二種の受法を説くも、是唯佛滅後に就て其受法を示したので、佛在世のときに受戒する様子の如きは現在流布の梵網經の上卷の中に處々に散説してあるのちや、瓔珞經と梵網經と俱に三種の受法を示してあるが、自誓受と雖も無師自得ではない必ず師授を被りて得戒するのである、されば戒の受法は先受戒の師授を被りて得戒するのであ

吾宗所傳の戒脈の如き佛世尊より直に今日に及んで連綿相承して毛髮の間斷もないのぢや、佛祖正傳の菩薩戒を正傳の師より受くるは直に佛世尊より受戒すると同ことである。佛祖面々の親受東西密附して今日に及びたる戒脈は決して他の一經一論を所依として創始せし家々の傳受と同一のものでない要するに其受授の法は宗傳の眞訣によつて精一を期するのぢや、須く室内密附の所傳に參得及して仔細に受授の眞訣を參尋せねばならぬ、胡論に指注して誤錯してはならぬのぢや

◎修 懺

尸羅道場に一七日の化行を爲すは既往の過惡を自首して將來の過惡を懲す懺悔の法である。故に場中にあつて懺悔するは其情最も謹愍にして守一無適なるを要するのである。苟も其情散逸せば至信懺悔の實を尅することが出来ぬ。若し至誠守一にして能く懺悔の實を尅するときは物として感ぜざるなく、事として辯ぜざることはないのぢや、修懺の法は守一無適にして至誠感格に存するのである。瓔珞經にも修懺の要を示して、諸佛子善男

子善女人當に戒を受けんとするときは、先づ過去世盡過去際一切の佛を禮拜し、未來世盡未來際一切の佛を禮拜し、現在世盡現在際一切の佛を禮拜し、是の如く至心に三禮し已る、法寶僧寶も亦爾く三際を盡して禮拜すべしと、又修懺の義を演て當に悔過せしむべし、三世の罪若は過去の身口意の十惡罪願くは畢竟未來際を盡して起さばらん、現在の身口意の十惡罪願くは畢竟未來際を盡して起さばらん、若は未來の身口意の十惡罪願くは畢竟未來際を盡して起さばらん、是の如く悔過し已つて三業清淨にして淨瑠璃の内外明照なるが如くにして十無盡戒を授與すとある、去れば修懺は器の清淨を要する第一の法である、梵網の中にも法師の前に受戒すれば即ち得戒す、至重心を生ずるを以て得戒すと訓てある、即ち至重心は修懺の大要にして至心懺悔の現前を證して始めて得戒せらるゝのぢや、故に輕心慢心をもて相似の法を修し相似の体段を行じては修懺首罪の功を收むることは出来ぬ

修懺の大要既に是の如くなれば身口意の三業を専ら懺悔に系けて過去未來現在を攝して懺悔の一念に收め、至心哀求發露懺悔して毫も瑕玼を包藏することなく、偏へに先佛

一片の儀式なり古禮なりと慢罵し至誠感格の信心なければ尸羅道場も亦一種の戲場たるに過ぎぬのぢや世間の聖人既に感格の理を諭して禮は其奢んよりは寧ろ儉せよ喪は其易んよりは寧ろ戚よと云ふでないか況や無始劫來の過罪を懺悔して其器を清淨にし佛祖正傳の菩薩戒を受けんとするものをやてゐる

經に曰く端座して實相を念すれば衆罪は霜露の如しと罪本既に無性なれば實相を觀念するときは慧日晃照して衆罪の霜露は炎日の下に乾燥し盡すので單に理懺悔のみならず修懺の當處に事懺も亦圓成するのぢや蓋し一實相を盡して衆罪不可得である衆罪不可得の當人誰か復戒器ならずと謂ふや稱名禮拜合掌低頭悉く實相にして衆罪の霜露乾々として日に新に就くは修懺の功である修懺功成りて始て百川の洋々蕩々として海に赴くが如く無相心地の戒光に攝取せらるゝので謂はゆる戒光に轉ぜらるゝのぢや是に於て罪相實相定めて涯岸の知るべきなく當人圓成して當處に明了なるに至るは即ち其然ることを知らずして然るものてゐる試に見よ故紙堆中の合藥千年不治の痼疾を療すること

◎戒 藏

一切衆生悉有佛性であるから戒藏は法爾如然にして人々具足箇々圓成ぢや戒は果して先佛の所傳である受法備はり信器具つて傳持の功を運ぶのであるがその所傳ある即ちその信器の清淨を期することは前に既に演述した如くで信器清淨ならざれば如何に本具の戒藏と雖も之が鍵鑰を得て寶藏を打開することは出來ぬのぢや

先佛之を傳へ曇祖之を承け今や之を得たり而してその傳受の法は皆無性海に注注するので無性は即ち自に非ず他にあらず又自他相共の法にわらず諸有を超脱して色々光映せる戒光の不可思議三昧である去れど戒は無縁に涌起するものにあらざれば必ず縁より起るのぢや縁あり因あつて佛種を相續し戒法傳持を成就するので師資授受の一刹那に即ち曠劫を極めて樞口妙圓の窮初を極むるが如くである今時門頭に空劫那畔の消息を通じ空劫以前に今時門頭の暖皮肉を蘇來するのである故に舍那佛と釋迦佛と喚ぶとき應ずるとき畢竟空寂である舍那の面々に今時を究盡し今時の體段に舍那の面々を究盡して纖毫の添削を見ず毛髮の間斷を存せぬのぢや然れども傳持するもの必ず得戒

あり得戒とは抑何ぞ他なし従本以來所有の家資である謂はゆる微塵を破つて大經卷を出すので煩惱の塵を破つて佛性の經卷を出すこと先聖後聖其揆一であるから得といふも敢て別所に之を得るにあらず本具の性徳にして今始て之を知得したのである

而して戒は得あつて失なしとは如何なる所以であるか曰く最初の得戒は其本具固有を指示せられて之を知得するので中ごろ之を失ひしは僅に本具性徳の家資を遺忘せしものなれば失も敢て失にはあらず併し遺忘は失に同ければ懺悔して心念清淨に信器の正しきに及んで始て其遺忘を拾遺するのである斯く遺忘を拾遺し家資を知得して戒を成就すと雖も得失の際に於て未だ曾て戒藏をば動着せぬのちや戒藏は由來無得の法にして又無失の道であるから本來湛然寂照である然るに之か持犯を説くは何の爲である

と云ふに彼の水を愛める家の能く堤塘を治し缺漏を補ふが如く定慧の水を守らんとして其堤塘を治するは蓋し法爾如然の躰相である法爾如然の躰相によつて修治し正道に歸するのであるから之を稱して戒學とは云ふのちや戒學の究竟は即ち絶學に至るので絶學とは學を敗亡するの謂てなく其功極まり其道至り泯然として對待を絶したること

で正邪念盡き持犯相空したる當躰を目して絶學と云ふのちや

而して佛子は此絶學の所更に一步を進めて敢て明白裏に滞着せず能く一切時に於て淨戒を行取し幻人の所作の如く無所住にして而も活潑々地ならねばならぬ彼の防非と云ひ止惡と云ひ護善と云ひ度生と云ふも悉く本具の戒藏に起因して周旋俯仰の間に淨融し須臾も間然するとなきは是乃ち本具の戒藏と一如にして兩般なき爲躰である宛も天の言はずして四時行はれ萬物化成するが如く仰げば高く近づくれば乃ち匹夫の愚も猶ほ之を視ることを得るのちや

畢竟するに衆生本來是の如き舜徳を具へて居るも未だ曾て自家の寶藏に注意せぬのて先佛曇祖の指示を受け始て左之右之に習ひ蹈舞起居に學ぶことを得るのである蓋し其之を學び習ふや衆生界心界佛界虚空界國土界と共に平等に傳持して無盡法界に回向するので一人の得戒能く國土の莊嚴をなし諸佛の法樂を増すから乃ち無盡藏戒の現成となるのちや戒藏所攝の十六條戒は三世不改の法覺皇遺愛の洪範であるは勿論蠢靈みな此一心戒に歸じて億萬の心亦靡然として一心に入るのちや故にその傳受の如き公然として傳ふるのて私謁問語の姦を禁じて居る密附の意旨豈に彼の巫祝の秘事と同事なるべきぞ縱令澆季の今日と雖も聖言猶在り芳躅亦存するのであかるら得戒傳受して法

城じやうを嚴護げんごするは佛子ぶつしの本分ほんぶんと謂いはねばならぬ。
 嗚呼あゝ戒藏かいざうは無欠無餘むけつむよであれば誰たれか復動ふつどう着ちやくするものぞ物の爲ために則すなはちなり戒光かいくわう燄々えんえんの相さう
 續つづを期きせざれば果はたして誓期せいき大悲だいひの初志しよしに孤負こふするや知るべきである嗚呼あゝ寶所ほうじよは遠とほきに
 非ひず護持ごぢのもの必ずや至いたることを得うるので儀式ぎしき即佛法じふぽふほふの樞機しゆきと心得こころえて戒藏かいざうを護惜ごしやくする
 こと猶なほほ自己じこの眼睛がんぎんの如ごとくせねばならぬ至囑しよご

禪
 戒
 訓
 蒙
 終

告 廣

●佛敎第一編 大綱論 全一册 定價金四圓半
 ●印度宗敎史考 全一册 定價金四圓半
 ●日本佛敎史綱 全一册 定價金四圓半
 ●和漢佛敎年契 全一册 定價金四圓半
 ●印度宗敎史 全一册 定價金四圓半
 ●宗敎新論 全一册 定價金四圓半
 ●宗敎學概論 全一册 定價金四圓半
 ●宗敎哲學 全一册 定價金四圓半
 ●世界宗敎史 全一册 定價金四圓半
 ●上印度宗敎史 全一册 定價金四圓半
 ●哲學概論 全一册 定價金四圓半
 ●哲學汎論 全一册 定價金四圓半
 ●西洋哲學史 全一册 定價金四圓半
 ●妖怪學講義 全一册 定價金四圓半
 ●妖怪百談 全一册 定價金四圓半
 ●佛敎金言集 全一册 定價金四圓半
 ●大乘佛敎百話 全一册 定價金四圓半
 ●正信偈講義 全一册 定價金四圓半
 ●正信偈講話 全一册 定價金四圓半
 ●金剛經講義 全一册 定價金四圓半
 ●香月院 全一册 定價金四圓半
 ●教行信證講義 全一册 定價金四圓半
 ●法華經講義 全一册 定價金四圓半
 ●原山 全一册 定價金四圓半
 ●首楞嚴經講義 全一册 定價金四圓半
 ●大乘起信論義記講義 全一册 定價金四圓半
 ●觀平經講義 全一册 定價金四圓半
 ●維摩經講義 全一册 定價金四圓半
 ●科註原人論講義 全一册 定價金四圓半
 ●正信偈講義 全一册 定價金四圓半

●佛敎二宗哲學大意 全一册 定價金四圓半
 ●佛敎不滅和文涅槃經綱要 全一册 定價金四圓半
 ●佛敎百難百答集 全一册 定價金四圓半
 ●宗敎哲學骸骨 全一册 定價金四圓半
 ●宗敎研究 全一册 定價金四圓半
 ●國家と宗敎との關係 全一册 定價金四圓半
 ●哲學叢書 全一册 定價金四圓半
 ●外道哲學 全一册 定價金四圓半
 ●記隱術講義 全一册 定價金四圓半
 ●教育と宗敎との關係 全一册 定價金四圓半
 ●日本佛敎一貫論 全一册 定價金四圓半
 ●佛敎疑問解答集 全一册 定價金四圓半
 ●全品切 全一册 定價金四圓半
 ●排耶蘇敎 全一册 定價金四圓半
 ●佛敎すゝめ 全一册 定價金四圓半
 ●原人論講義 全一册 定價金四圓半
 ●般若心經講義 全一册 定價金四圓半
 ●坐禪用心記講義 全一册 定價金四圓半
 ●天台西谷名目講義 全一册 定價金四圓半
 ●華嚴學彙 全一册 定價金四圓半
 ●八宗綱要講義 全一册 定價金四圓半
 ●梵文阿彌陀經 全一册 定價金四圓半
 ●寒山詩講義 全一册 定價金四圓半
 ●般若心經講義 全一册 定價金四圓半
 ●法滅靈經講義 全一册 定價金四圓半
 ●七十五法名目講義 全一册 定價金四圓半
 ●證道歌講義 全一册 定價金四圓半
 ●信心銘講義 全一册 定價金四圓半
 ●禪林先哲叢談上卷 全一册 定價金四圓半
 ●普通學獨修指南 全一册 定價金四圓半
 ●普通學問答三千題 全一册 定價金四圓半
 ●明治說教因緣五百題 全一册 定價金四圓半

告 廣

●佛敎第一編 大綱論 全一册 定價金四圓半
 ●印度宗敎史考 全一册 定價金四圓半
 ●日本佛敎史綱 全一册 定價金四圓半
 ●和漢佛敎年契 全一册 定價金四圓半
 ●印度宗敎史 全一册 定價金四圓半
 ●宗敎新論 全一册 定價金四圓半
 ●宗敎學概論 全一册 定價金四圓半
 ●宗敎哲學 全一册 定價金四圓半
 ●世界宗敎史 全一册 定價金四圓半
 ●上印度宗敎史 全一册 定價金四圓半
 ●哲學概論 全一册 定價金四圓半
 ●哲學汎論 全一册 定價金四圓半
 ●西洋哲學史 全一册 定價金四圓半
 ●妖怪學講義 全一册 定價金四圓半
 ●妖怪百談 全一册 定價金四圓半
 ●佛敎金言集 全一册 定價金四圓半
 ●大乘佛敎百話 全一册 定價金四圓半
 ●正信偈講義 全一册 定價金四圓半
 ●正信偈講話 全一册 定價金四圓半
 ●金剛經講義 全一册 定價金四圓半
 ●香月院 全一册 定價金四圓半
 ●教行信證講義 全一册 定價金四圓半
 ●法華經講義 全一册 定價金四圓半
 ●原山 全一册 定價金四圓半
 ●首楞嚴經講義 全一册 定價金四圓半
 ●大乘起信論義記講義 全一册 定價金四圓半
 ●觀平經講義 全一册 定價金四圓半
 ●維摩經講義 全一册 定價金四圓半
 ●科註原人論講義 全一册 定價金四圓半
 ●正信偈講義 全一册 定價金四圓半

●佛敎二宗哲學大意 全一册 定價金四圓半
 ●佛敎不滅和文涅槃經綱要 全一册 定價金四圓半
 ●佛敎百難百答集 全一册 定價金四圓半
 ●宗敎哲學骸骨 全一册 定價金四圓半
 ●宗敎研究 全一册 定價金四圓半
 ●國家と宗敎との關係 全一册 定價金四圓半
 ●哲學叢書 全一册 定價金四圓半
 ●外道哲學 全一册 定價金四圓半
 ●記隱術講義 全一册 定價金四圓半
 ●教育と宗敎との關係 全一册 定價金四圓半
 ●日本佛敎一貫論 全一册 定價金四圓半
 ●佛敎疑問解答集 全一册 定價金四圓半
 ●全品切 全一册 定價金四圓半
 ●排耶蘇敎 全一册 定價金四圓半
 ●佛敎すゝめ 全一册 定價金四圓半
 ●原人論講義 全一册 定價金四圓半
 ●般若心經講義 全一册 定價金四圓半
 ●坐禪用心記講義 全一册 定價金四圓半
 ●天台西谷名目講義 全一册 定價金四圓半
 ●華嚴學彙 全一册 定價金四圓半
 ●八宗綱要講義 全一册 定價金四圓半
 ●梵文阿彌陀經 全一册 定價金四圓半
 ●寒山詩講義 全一册 定價金四圓半
 ●般若心經講義 全一册 定價金四圓半
 ●法滅靈經講義 全一册 定價金四圓半
 ●七十五法名目講義 全一册 定價金四圓半
 ●證道歌講義 全一册 定價金四圓半
 ●信心銘講義 全一册 定價金四圓半
 ●禪林先哲叢談上卷 全一册 定價金四圓半
 ●普通學獨修指南 全一册 定價金四圓半
 ●普通學問答三千題 全一册 定價金四圓半
 ●明治說教因緣五百題 全一册 定價金四圓半

書名	冊数	定価	郵税
●東州版 ●並用文一萬題	全一冊	金二十五	六
●竹井 ●普通作文一萬題	全一冊	金二十五	六
●同 ●記事 中等作文案内	全一冊	金八	二
●川上 ●新撰 帝國婦女用文	全二冊	金三十三	三
●橋詰 ●讀書作文用字譯	全二冊	金四十八	四
●増田 ●中學書翰文範	全二冊	金四十八	四
●伊藤 ●校訂 徒 然 草	全一冊	金四	二
●徒 然 草 講義	全一冊	金四十五	五
●日本外史字類講義	全三冊	金三十五	五
●魔術と催眠術	全一冊	金二十五	五
●勝 力 養 成 法	全一冊	金二十五	五
●容顏艶麗美人法	全一冊	金二十五	五
●本書家人名辭書	全二冊	金八十五	五
●支那書家人名辭書	全二冊	金八十五	五
●改訂 東京市全圖	全一冊	金二十五	五
●市區 東京市全圖	全一冊	金二十五	五
●海軍 日本旅行地圖	全一冊	金二十五	五

●加藤咄堂居士著
●文例釋 門 用 文
全二冊 定價金六十錢
郵税金十

修養清話
全一冊紙數三百頁
定價 金貳拾五錢
郵税金 四 錢

夜雨青燈相親むべき **修養の好時節となれ**
り 修養清話の資を以て廣く古徳先賢の法語話説を引きて精神修養を説き加ふ **紛々擾々たる**るに自己の所信を以てし **人生別に安立の地** 古來の高僧傑士英雄、偉人、**修養談** 其前にも以て節名匠烈婦が **品性** と白刃三尺頭上に下るも **膽力** とを養成せしめむとす、文章流麗、趣味津津々以て志を立つべし以て心を養ふべ **布教の材** とするならし、若し夫れ採て以て **妙なり**

●新刊廣告●

永平寺貫首性海慈船禪師
總持寺貫首直心淨國禪師 **御教諭**

御教諭衍義

本書は今回我兩大本山貫首猥下より下し賜ひし御教諭全文は本紙卷の文々句々に就て、謹みて拜案講話したるものにして、或は法説、或は譬諭、又は因縁を借りて丁寧親切、よく御教諭の御精神を發揮し奉らんことにつとめられたれば、全國末派寺院並に各布教師諸君か、檀越信徒諸氏に御教諭を拜讀せしめて兩貫首猥下大慈大悲の御精神を服膺せしむるには適切無比の好施本と稱せざる可らず、
冀くは曹洞宗寺院諸君此機を逸せず文書傳教の實蹟を奏し、遠く兩祖法乳の慈恩に酬る奉り、現に兩貫首猥下の御精神を四表に光被せられんことを、

(特別割引)
◎定價一部五三錢◎百部以上一部金貳錢五厘◎二百部以上一部金貳錢◎五百部以上一部金貳錢七厘の割
◎郵税三部毎に貳錢

發行所 東京芝區露月町 鴻 盟 社

●文書傳道の機關!!

授戒和讃
四六三倍大
麗美一枚摺

授戒の功德又は傳來をば詠したる和讃なれば、各寺院諸氏が授戒會の時に戒弟に施與するには至極簡便にして又有益なる者なり

●(割引) 一枚壹錢●百枚以上八厘●三百枚以上何百枚にても一枚五厘●郵税廿枚迄金貳錢
爾々居士作歌○某氏作曲

十善の歌
四六二増大
美麗一枚摺

この十善の歌は大内青巒居士の作にして特に曲を付しあれば、法要の前後に參詣人に謳はしめ、又は婦女少年等に施與するあらば知らずくの間十善の旨に通して持戒堅固の人となることをうべきなり

●(割引) 一枚定價五厘●百枚以上一枚四厘●三百枚以上何百枚にても一枚三厘●郵税廿枚まで貳錢

御教諭
壹 定價金壹錢
百枚以上何百枚にて
も壹枚に付金五厘づ
郵税貳十枚貳錢

發行所 東京芝區露月町十八番地 鴻 盟 社

後醍醐天皇勅問
弘德圓明國師奏對
法雲普蓋禪御垂示

(勅額寫添入)
侍者筆受

十種疑問落草談

賣價十五錢 郵稅貳錢

峨山禪師記して曰く「後醍醐天皇十種の疑問を以て覺明禪者をして總持寺開山和尚に問はしむ、對奏旨に稱ふ、是に於て總持寺を陞せて官寺に屬せしめ、房に稱して額を書せしめ、禁門香火の地と爲す」云云と蓋し吾人の發辨を要せずして此十種の勅問并に太祖國師の奏對が如何に宗門に重視せらるゝものなるかは知るに足るべき也、
本書は能大本山監院石川素童老師が、禪師の遺稿として編纂あらせられ、以て有縁の緇素に頒たる者なりと雖、斯の如き一大珍籍を世に公にせざるは宗門の爲に概すべき極みなりと思惟し、特に懇請の結果、今回本社に於て五百部限り發賣すること許せられ、今回本社の光榮何事か之に過んや、依て印刷費を以て、有志の注問に應ずべきにつき、至急御講讀あらんことを伏して曹洞宗寺院諸師に望む、

發行所

東京芝區露月町十八番地

鴻盟社

大内青巒居士講述 (新刊)

佛教六方禮經講話

菊版八十餘頁 定價金十五錢 郵稅二錢

佛世尊王舍國難山の中にあつて長者尸迦羅越の間に應じて、親の子に對する道、子の親に對する道、夫の婦に對し、婦の夫に對する道、師匠より弟子に對し、弟子より師匠に對する道、主君より臣僕に對し、臣僕より主君に對する道等を皆互に平等に教へられたる者を結集して「六方禮經」と云ふ、佛世尊の教へ玉倫理なり、果して然らば佛世尊の教へ玉倫理
修身の要道は實に此一書に盡せりといふも濁亂の時に際し人心維れ危うく道心日々に微なり、茲に於てか今回特に大内青巒居士に請ふて本講話を出版して世に布くこと、なしぬ、若夫、老居士が如何に該博の見識を以て簡明平易に本書を講述せられたるか、更に本書の發辨を要せざる所なるべし、冀くは大方の細索諸君、本書によつて佛教倫理の要道を識得するは勿論益々斯道を此濁世に顯彰發揮するあらんことを敢て謹告す、

發賣所

東京芝區露月町十八番地

鴻盟社

明治三十五年四月三日印刷
明治三十五年四月七日發行

編輯者

松井雪乘

發印者兼

今村金次郎

印刷所

株式會社 秀英舍

東京芝區露月町十八番地
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

著作
所權
有

發行所

東京市芝區露月町十八番地

鴻

盟

社

222

271

277
271

明治三十五年四月三日印刷
明治三十五年四月七日發行

著作
所有

編輯者 松井雪乘

發行者 今村金次郎

東京芝區露月町十八番地

印刷所 株式會社 秀英舍

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

發行所 鴻盟社

東京市芝區露月町十八番地



1964-1965
1966-1967
1968-1969
1970-1971
1972-1973
1974-1975
1976-1977
1978-1979
1980-1981
1982-1983
1984-1985
1986-1987
1988-1989
1990-1991
1992-1993
1994-1995
1996-1997
1998-1999
2000-2001
2002-2003
2004-2005
2006-2007
2008-2009
2010-2011
2012-2013
2014-2015
2016-2017
2018-2019
2020-2021
2022-2023
2024-2025

特46

568

禪戒訓蒙

国立国会図書館

019580-000-8

特46-568

禪戒訓蒙

松井 驢庵/著

M35.4

ABG-0354

